

第四百回 参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

昭和六十一年五月二十二日(木曜日)
午後五時開会

委員の異動

三月八日

辞任 穂山 篤君

補欠選任 小野 明君

五月十五日

辞任 柳澤 鍊造君

補欠選任 井上 計君

五月二十一日

辞任 内藤 功君

補欠選任 橋本 敦君

五月二十二日

辞任 高木 正明君

補欠選任 林 健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 原文兵衛君
理事 金丸 三郎君
小島 静馬君
藤野 賢二君
上野 雄文君
多田 省吾君

委員 梶原 清君
小林 国司君
斎藤榮三郎君
斎藤 十朗君
田沢 智治君
田中 正巳君
林 健太郎君
降矢 敬義君

衆議院議員

公職選挙法改正
に関する調査特
別委員長

公職選挙法改正
に関する調査特
別委員長代理

自治大臣 小沢 一郎君

自治省行政局選
挙部長 小笠原臣也君

事務局側
常任委員会専門
員 高池 忠和君

衆議院法制局側
法制局長 上田 章君

説明員 通商産業省生活
産業局建築建材
課長 和田 正武君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提
出)

○十八歳選挙権の早期実現に関する請願(第六八
出)

号外一三件)

○衆議院議員選挙愛媛一区の境界線変更に関する
請願(第三二六号外一件)

○継続調査要求に関する件

○委員長(原文兵衛君) ただいまから選挙制度に
関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月八日、穂山篤君が委員を辞任され、そ
の補欠として小野明君が選任されました。

また、去る五月十五日、柳澤鍊造君が委員を辞
任され、その補欠として井上計君が選任されまし
た。

また、昨五月二十一日、内藤功君が委員を辞任
され、その補欠として橋本敦君が選任されまし
た。

○委員長(原文兵衛君) 公職選挙法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院公職選挙法改正に関する調
査特別委員長三原朝雄君から趣旨説明を聴取いた
します。三原朝雄君。

○衆議院議員(三原朝雄君) 私は衆議院の特別委
員長の三原でございます。大変お世話になりま
す。

ただいま議題となりました公職選挙法の一部を
改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びそ
の概要を御説明申し上げます。

衆議院議員の定数は正にきましては、過去二
回、昭和三十九年及び昭和五十年に、議員総定数
を増員することによって行われたところでありま
すが、その後の大幅な人口の地域間移動により、
議員定数の配分は、各選挙区間において著しい不
均衡を生じ、昭和六十年国勢調査の速報値により

ますと、議員一人当たり人口の格差は、一対五・
一二倍にまで開いているのであります。

さらに、昭和六十年七月の最高裁判所の判決に
おいて、現行の衆議院議員の選挙区別定数の配分
規定については、憲法の選挙権の平等の要求に反
し全体として違憲との判断が示され、その速やか
な是正は、国会に課せられた緊急かつ重要な課題
となっているところであります。

もとより、我々は、衆議院議員の定数は正は、
議会制民主主義の根幹にかかわる問題であること
を深く認識し、その是正に向けて真剣に取り組ん
できたところであります。今国会においては、去る五
月八日、本問題に関する衆議院議長長の調停が提示
された次第であります。

本案は、この議長調停に基づき、当面の暫定措
置として、議員一人当たり人口の格差が特に著し
い選挙区について、定数の増員、減員及び選挙区
の区域の変更により是正を行おうとするもので、
その内容は次のとおりであります。

第一に、定数を増員すべき選挙区についてであ
りますが、当分の間、北海道第一区、埼玉県第二
区及び第四区、千葉県第一区及び第四区、東京都
第十一区、神奈川県第三区、大阪府第三区の八選
挙区において、議員定数をそれぞれ一人増員する
ことといたしております。

第二に、定数を減員すべき選挙区についてであ
りますが、当分の間、秋田県第二区、山形県第二
区、新潟県第二区及び第四区、石川県第二区、兵
庫県第五区、鹿児島県第三区の七選挙区におい
て、議員定数をそれぞれ一人減員することといた
しております。

第三に、選挙区の区域について、隣接選挙区と
の境界を変更すべき選挙区についてであります
が、当分の間、和歌山県第一区に属する海草郡
は、和歌山県第二区に属するものとし、愛媛県第

一区に属する伊予市及び伊予郡は、愛媛県第三区に属するものとし、また、大分県第一区に属する大分郡挾間町は、大分県第二区に属するものとし、たしてあります。

これにより、衆議院議員の総定数は、当分の間、一人増員して五百十二人となり、また、選挙区別議員一人当たり人口の最高と最低との格差は、三倍未満となるものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとしてあります。

以上が、この法律案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小島静馬君 違憲状態を解消するためのこのたびの公選法の改正案が、難航を重ねた結果、ようやく昨日の衆議院本会議において可決を見ました。そしてきょう、ただいま参議院の委員会において審議が行われ、本日の本会議でその可否が問われることになったわけでありまして、本日は言うまでもなく国会の最終日でございます。しかも通常選挙を目前に控えておる現状におきましては、全く審議のゆとりがないという状況下におきましてこれだけの重大問題を審議していかなきやならないということにつきましては、少なからぬ困惑を感ずるところであるということを表白せざるを得ないのであります。

しかしながら、今回の改正が、違憲の状態の中に置かれておるこの国権の最高機関であるところの国会、衆議院の構成を是正するものである、その定数を是正するものであるという、放置しがたい状態を解消させるということが眼目である以上、ここに、いろいろ御苦心の中からこの結論が導き出されたということにつきましても十分

理解をいたすところでございます。

そういう観点に立ちまして見ましても、このたび衆議院議員の調停にのっとりまして出されましたその改正案というものは、それだけに相当の問題点を内蔵しているということは万人の認めるところであらうと思っております。今日までの御苦労は了し承しながら、なおかつ国民の立場に立つて考えますときに、非常に多くの割り切れない問題点があるということを冒頭指摘をいたしておきたいと思っております。

そういう点につきましてお考えを伺いたしたのであります。まず第一に、過去の定数は正の問題、つまり昭和三十九年の改正におきましては十九議席増という総定員の増加というものを伴ったわけでありまして、あるいは昭和五十年の改正におきましては、二十名の議席増という、減員を全く考えずに、過疎の地域はそのままにしておいて過密の地域の増員を図る、こういう観点において行われましたので、比較的容易にその改正はある意味では行われたと思っております。しかし、今回の改正は、今日の行政の改革を国、地方を通じて大きな国民的要求としてその改革を断行中でありまして、あるいはまた行政の減量化ということが強く叫ばれている折からであるわけでございます。したがって、こういった状況を踏まえて、議員の総定数をふやさないということが今回の改正の大きな骨組みの一つであったと思うのでございます。かんがみまして、過去のように十九議席も二十議席もふやさなかったということにつきましては、それはそれ相応の評価をいたすものではございしますが、同時に一議席をふやさなければならなかった、このことは今大きな国民的な非難を浴びていることも、これは紛れもない事実であると言わざるを得ないのであります。

その調停案を発表されました坂田衆議院議長は、私もテレビでその場面を拝見したわけでありましたが、一身に非難をこうむっても、みずから泥をかぶってその非難に耐える、違憲の状態を脱することがそれよりも何よりも最大に重要であった

——悲痛な談話をなさったわけでございますが、心中察するに余りはありません。しかし、それでもなおこの思いは残るわけでございます。わすか一議席ぐらいということはどうしても言い得ないところであるわけでございます。この点に国民的な批判が集中している現状の中で、提案者として三原公選特委員長さんほどのようにお考えであったか、あるいはその経過についての御説明を承りたいと存じます。

○衆議院議員(三原朝雄君) ただいま小島委員長さんから本当に思いやりのある御質問を願って恐縮をいたしておるわけでございますが、極めて重要なこの法案が、審議の時間も余裕も与えることができない現在時点において、会期末の本日、参議院に提案理由を申し上げる、趣旨を申し上げるというようなことになったわけで、この点につきましては、本日に申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

そこで、今日まで衆議院においてこの重要法案を長期にわたって各政党間で御検討を願ひ、その座長として務めてこられました渡部理事も一緒に参っております。諸先生方の御質問に参りますけれども、ただいま小島先生から御質問のございました、苦勞したこともよくわかるが、一名をどうしてふやすというようになったのか、このことについては将来どう考えておるかというお尋ねが特にございましたので、このことだけは私から率直にお答えを申し上げておきたいと思っております。

この結論を得るまでについては、ただいま御意見にもございましたように、各党間で随分審議をし、検討を進めてまいりました。その検討の結果を議長に報告をし、議長が調停提示をいたしてくだられたわけでございます。その方針に従ってこうした結論を生んだのでございます。しかし、この一名増につきましては、我々としても今国民の大きな批判を受けておるということも承知をいたしておるところでございます。この問題につきまして

は、六十一年の国勢調査の確定値が十月末あるいは十一月になれば出てまいるわけでございます。その際にはぜひひとつ見直しをして、皆さん方の御意見の線に沿いながら、将来の課題として処理してまいりたいということを私どもも考えてまいりました。衆議院本会議におきましてもこの点は決議を願っております。そういう事情があることを御報告申し上げさせていただきます。

自後の質問に対するお答えは渡部議員にお願いすることを御許し願いたいと思っております。

○小島静馬君 次に、第二点として伺いたしますが、今度の改正で選挙区の定員、今日中選挙区というふうに呼ばれておりますが、学術用語では小選挙区と大選挙区しかないようでありますが、中選挙区と呼ばれる三人ないし五名の定員をもつ選挙制度が我が国においては長く定着をいたしております。我が国で明治二十三年に第一回の総選挙が行われたわけでありまして、そのときには定員三百名、小選挙区制であったと思ひます。一人区が二百十四、二人区四十三、ここから出発いたしまして、幾度を経たまいりました。あるときには大選挙区制もございました。いわゆる中選挙区もございました。あるいは大選挙区連記制なんという時代もあったわけでありまして、少なくとも今日はいわゆる中選挙区制なるものが定着をしております。これは言うまでもないところでございますが、今回の改正におきまして、この例外として二人区が二つ、六人区が一つできたわけでありまして、これは暫定的な措置として理解していけばよろしいのかどうか、ある意味では大変重大な変更とも思われますので、お伺いいたします。

○衆議院議員(渡部恒三君) 按本改正においては、二人区、六人区といったようなものはその解消に努めることは当然でございます。今回の処置は暫定処置であると御理解いただいて結構だと思ひます。

○小島静馬君 わかりました。

次に、第三点といたしまして、和歌山県、愛媛県、それから大分県の三県について選挙区の境界変更が行われるわけですが、実はこれは当該市町村においてはごくごくたゞの非難と反対の声のみが渦巻いておる。当委員会に對しては、委員長のものと相當積極的な反対の陳情が出てゐるわけでございます。その變更につきまして、特に従前の別表を見ましても、選挙区の区割りといふものは、郡市単位をもつて行つておられるわけであり

ますが、今回、大分県大分郡換間町は大分県の第一区から第二区に変更されるわけでございます。考へてみますと、町村といふものは、町村をもつて構成される郡の存在といふものは、単なる地域表示の呼称ではなくて、ある意味では非常に連合体的な、行政あるいは経済、社会生活上の一つの伝統的な連合体として今日までその存在価値を深めてきておるわけでございます。その郡の中のある一町のみを分割してこゝういふふうな線り入れ方をするといふことは、当該町村にとつては、單に精神的な面だけでなく、實際面におきまして非常な不便と苦痛を強要されるものであらうと思つておられますが、この点についてはまさにびぼう、糊塗の策であつたと言わざるを得ません。この点について提案者はどのようにお考へになつておられるのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(渡部恒三君) この大分二区の場合には、御承知のように最初七十人口が少ないために一名減員にならなければならぬといふような状態でございます。したがつて、これを減員区にするかどうかといふことで、いろんな議論があつたところでありましたが、やはり最高裁の判決を重んじて、三對一以内といふものは厳しく私も受けとめなければならぬといふことで、境界変更を行おうといふことになりましたので、小島議員の御指摘のとおり、これは従来から郡市単位であることが原則でございますが、今回の処置は必要最小限に境界変更をどうしようといふことで、町だけが移動するといふ変則的になつてしまつたわけでありまして、これらの問題も暫定処置でござ

いますから、いずれ抜本改正の際には検討されるべきものと考へております。

○小島靜馬君 第四点としてお伺いいたします。今回の改正について、昭和六十一年の国勢調査の確定人口の公表を待つて速やかに抜本的改正を図る、このことを前提とされていることは委員会採決の際の委員長発言及び昨日の本会議における定数は正に關する決議にかんがみましても明らかであると存じます。

それでは、その抜本改正がいつどこでそれがその作業に当たられるのか、また内容としては既にお触れになつた面もございまして、議員総定数については五百十一という定数の枠の中におさめていかれるのかどうか。それから、選挙区の区画の見直しについて、これも抜本改正の際には、たゞいまもお話ございましたけれども、郡市単位で見直しされていくのかどうか。

それから、例外二八区、六八区の問題につきましても、その解消を確実になさつていかれるといふお考へであるのかどうか。これらの点を明確にされたいのであります。とりあえずそれだけお伺いいたします。

○衆議院議員(渡部恒三君) 抜本改正に臨む姿勢については、さきに衆議院の本会議でも決議をいたしておりますけれども、確定値が出た後に各党話し合ひによつてこの変則的なようなものはないように努力していくのは当然であらうと思ひます。

○小島靜馬君 もう少し具体的にひとつお願い申し上げます。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは国会議員全員がその責めを負うものでありますから、政府は政府で御努力をいたさるゝものと思ひますが、また今までのいきさつから言へば、各党が十分話し合ひをしてこれを行ななければならぬ責任が、これは国会で決議をしておるわけでありまして、やることになつて思ひます。

当然、今回の処置は暫定処置であり、いわゆる中選挙区は、先ほど小島先生御指摘のとおり、三

名から五名というのが一般常識として受けとられておつたわけでありまして、これは万やむを得ざる処置として、二名区ができた、六名区ができておるわけでありまして、これらの見直し、また先ほど委員長からお話がありましたが、私どもは今日の行政改革という方向の中で何とか五百十一の定員をふやすうなことをしないで済むようにといふことで、血のにじむような努力をしてま

いたつたわけでありまして、最後にやはり三對一以内の一票の格差、これを重んじるということ、一人増員せざるを得ない状態になつてしまつたわけでありまして、これらの見直しも当然行われるものと存じます。

○小島靜馬君 私も冒頭の発言で御理解申し上げてゐるといふふうなことを申し上げたわけでありまして、三原先生、渡部先生の御答弁で可及的速やかに国調の結果が明確に数字が出たならば、その抜本的改正の作業に当たられる、衆議院全体の責任としてこれはやるんだといふふうな御意思と拝聴してよろしうございしますか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 結構でございます。○小島靜馬君 提案者としてのお答へは恐らくそれが最大限のことであらうと、私もよくわかりま

す。そこで、所管大臣にお伺いをいたしたのであります。大臣はこれらの点につきましてどのようにお考へでございしょうか。

○國務大臣(小沢一郎君) 今回の衆議院の定数は正の問題につきましては、先ほど来、小島委員として提案者の御質疑の中で、その状況あるいは今回このような違憲状態を脱するために、やむを得ず各党間の勢力的なぎりぎりの協議の中でこのような処置をとつた、そういうお話があつたわけでございます。

私どもも、もちろん所管者としてしまして、これらの問題につきましてもいろいろな角度から勉強し、また御協力をしてきたつもりでございますが、何しろこの定数の問題につきましては、それが国権の最高機關たる国会の土俵づくり、ルール

づくり、基盤的なものでございまして、またそれゆゑに現実問題としてしましては各党、各会派あるいは各個人個人の議員の皆さん、その政治活動の基盤に直接關連する問題でございます。

したがしまして、今回の定数は正におきまして、各党の皆さん、各会派の皆さん、委員長を始め提案者の皆さん、大変御苦勞なさつてこられたわけでございますが、私どももいたしましてはその協議に御協力を申し上げながら今日までやつてまいりましたし、これから六十一年の国調確定値が出ました後に抜本改正を行うといふことは各党間でもあるいは議長調停の中にも、そしてまたたゞいまの提案者の御答弁の中にも示されておるわけ

でございます。それらの中において問題点となるのは今御指摘のとおり二八区の問題あるいは六八区、逆にふえた選挙区の問題あるいは選挙区割り、いわゆる線引きの問題等、それから定数の総枠の問題、こゝういふことが当然大きな最大の課題となつておられます。

私どもも第一義的には各党、各会派の御協議をいたしながら、国会の場で御議論をしていただくほかないのございしますけれども、我々といひましても今後の抜本的な改正、選挙区割り、定数の問題はどうかあるべきかといふことを、さらに勉強しながら抜本改正に備えていかなければならぬ、そのように考へておるところでございます。

○小島靜馬君 実はこの点は非常に大事なことであらうと思つてございします。速やかにといふ意味は、いつかといふことですね。しかし、余り具体的に言つてもこれは無理な話だらうと思つては、少なうとも衆議院の当該委員会においてはこれを早速やる、また小沢自治大臣明言されたわけでありまして、役所としても一緒になつて進むといふことで、現時点ではこれぐらいの御答弁しかいたさないのかとも考へますが、内容として、まず議員総定数は五百十一、こゝでふえた一つは緊急避難の措置であるからやむを得ないから認めてくれと、しかし五百十一といふのは

衆議院議長見解で明確にされております。今回五百十二になったときの衆議院議長談話の悲痛な叫びの中にも、抜本改正の際にはという気持ちがあるがわれわれです。委員長発言におきましても、昨日の衆議院本会議の決議におきましても、抜本改正においてはという意気込みは当然読み取れるわけでございますから、より大胆に、総定数は五百十一名、選挙区の境界は都市単位、二人区、六人区は抜本改正においては認めないということの三点につきまして明確にお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(渡部恒三君) まさに小島議員御指摘のとおり、非常に重要な点の御指摘がございましたので、そういう方向に向かって私も努力していかなければならないのは私も議員一同の責任であると考えております。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいま提案者の渡部先生からも明確にお話ございました。私もその御指摘の三点は大変重要な点であると思ひますので、ただいまの御答弁と同様、私も御指摘のような観点に立つて抜本改正に臨んでいかなければならないと考えております。

○小島静馬君 それから定数の配分について、過疎過密問題等地域の事情への配慮を考えてやるといふことですが、その意味はどういう意味でございましょうか。例えば倍率が、格差が三倍以内とか、これは最高裁の判決にも別して出ているわけではございませんけれども、大体どの程度が適当であるというふうにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは非常に難しい問題でありますけれども、今回は最高裁判所の判決を尊重して、さきの国会で一票の格差を三対一以内におさめるという議長見解のもとに作業が行われたわけでありまして、この問題の審議過程の中でも、過疎地域こそ強い政治力が求められているとかいふ議論等が行われましたので、それらの問題を踏まえて、今後各党で十分相談していくべきものと思っております。

○小島静馬君 この問題も私は今非常に考えるべき時期に到達していると思うのです。例えば三全総の内容を見てみますと、西暦二〇〇〇年に至りますと東京近郊、大阪近郊両方足しますと四〇数%になるというふうなことで、定員の四割はその周辺に国会議員がいるというふうなことは大変問題が出てくるだろう。やはり、人口的要素だけでなく、選挙法改正の中では十分議論するべきだろうというふうな考えをしておりますが、御研究をいただければと思ひます。これは別してきょうの問題との関連ではございませんが、一言申し上げておきます。

それから、これは特に自治大臣に伺いたいわけでありまして、公職選挙法の本法と附則の関係でございまして。私は本来附則というものは、当面の間とか暫定的にとあるいは特別の例外としてとか、そういうふうな意味が附則には盛り込まれるというふうな理解をいたしております。それが今日までの選挙法改正の歴史を見ますと、例えば昭和三十九年の定数増、昭和五十年の定数増におきましても、これが附則をいじることによってできていたわけではございまして、当分の間定員を十九名ふやす、当分の間定員を二十名ふやすというふうなこと、本法におきましては依然として四百七十七名というふうな明記されていると思ひます。自然のそしりを免れないところであろうと考えるわけではあります。抜本改正に当たりましては、こういうふうな意味で思い切って本法に附則を繰り込んで、踏み込んだ改正をやるべきだと思ひますけれども、自治省ではいかがお考えになっておられますか。

○政府委員(小笠原也君) 法律はもう御案内のとおり本則と附則から成っておりますわけでございます。本則の方は実体的な恒久的な規定をいたすわけでございますし、附則の方は、いろいろな内容がございまして、法律の施行期日に関するものとあるいは暫定的な適用に関するものと

か、あるいは特別的な事項を規定することが多いでございます。

ところで、衆議院議員の定数は正は過去二回行われたのでございまして。昭和三十九年と昭和五十年でございまして、いずれも附則改正という形で、別表第一の本則の改正ということでは行われていないわけでございます。これは考え方は、昭和三十九年の場合も昭和五十年の場合も、いずれもその時点において特に格差の著しい選挙区について暫定的に是正を行う。本来定数は正というものは、選挙区制のあり方であるいは選挙区割りの基本原則を十分検討して、その上に立つて行われるべきものでございまして、その上に立つて行われるべきものでございまして、切り離して、とりあえず著しい格差のあるところだけを手を付けるという形で行われたものでございまして、暫定措置として附則で規定をされたのでございまして。

今回の場合も、先ほど提案者の方から御説明がありましたように、一刻も速やかに選挙状態を解消するという角度から緊急暫定措置として行われたものでございまして、附則改正という形で措置をされたわけではございまして、将来、抜本改正をして、選挙区割りのあり方あるいは原則というふうなものを確立した上で抜本改正を図る場合には、当然本則なりあるいは別表第一全体を見直ししていくということにすべきではなからうかと考えておるわけでございます。

○小島静馬君 時間もなくなりましたので、最後に一点だけ所管大臣にお伺いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

衆議院議員の選挙制度のみならず、参議院議員の選挙につきましても、あるいは都道府県議会、市町村議会につきましても全く同様であるわけでありまして、選挙制度を改正する、特に総定数を削減するといふふうなことは、それぞれの選挙をする議員にとりましては身分上の問題である。議員が当落にかかわったり、あるいは各政党の消長にかかわる問題でございまして、どうしても党利党略を招きやすい、自主的に非常に判断しにく

い問題でございまして。しかし、今、都道府県や市町村の実情を見ますと、思い切った削減といふものを自主的に地域住民の声を背景に結構やっておるといふことは私も本心に評価をするわけではございまして、今後といえども、こういうふうな状態が再び起こってくるというところは想像にかたくないところでございまして、そういうふうなことを考えましたときに、何か選挙の状態が起らないように、イギリスや西ドイツでやっているようにありますが、ある程度、五年とか十年の間に定数なり区割りについてはその判断の基準になるものを設けておく、あるいは第三者機関を設けておくといふようなことをやっておられるようでありまして、我が国におきましても、そういう具体的な何らかの基準あるいは第三者機関というものを設けておくといふことが再び選挙の状態を招くことがないようにする非常に重要な施策にならうかと考えておるわけではあります。その点の必要性をお認めになるかどうかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいまの先生の御意見のとおり、選挙区、定数の問題を含めまして、非常に民主主義の基盤となる、また国会の土俵づくりの大変大事な問題でございまして、現実には御指摘のようなこともありまして非常に難しい問題を含んでおるわけではございまして。それだけにただいまのお話にもございましてようにイギリス、ドイツ、あるいはアメリカでもいわゆる選挙状態を解消するようになさるルールをお互いつくっておるというふうな国があるわけではございまして、その意味におきまして我が国におきましても今後抜本改正等の問題も控えておるわけではございまして、国会の中の議論におきましてもそのような議論の中からルールづくりといふものも行われるとするならばそれも大変いいことではないかと考えております。私もそのような点も参考にしながら十分勉強させていただきたいと思っております。

○小島静馬君 ありがとうございます。

終わります。

○上野雄文君 私は最初に後段、今、選挙部長が触れた本則と例外ですね、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

選挙部長は本則の四百七十一名という定員があるべき姿で恒久的なものなんだ、こういう規定の仕方だということを言われたわけでありまして、今度のこの総定数の議論の場合にスタートが五百十一名ですね。疑問に思うのは本則との関係でどういふような議論をされましたかということをお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(渡部恒三君) 今のお話でございすが、これはさきの国会で議長見解と申して、総定数五百十一を動かさない、今回は一票の格差を三対一以内にとどめると、これをいけば金びようぶとして各党の実務者による話し合いが始まりました。そういうことから、先ほどもお話がありましたが、そういふことからは、今回は暫定処置であるというところで附則改正ということで、当然今のようない問題が次の確定値が出て後の抜本改正でこれは議論されるべきでありまして、今回はさきの国会における議長見解というものを金びようぶにして行われたので、あくまでも五百十一という定数をできる限り動かさないようにということとして作業が進められたわけでありまして。

○上野雄文君 本則と附則との関係について歴史的にさかのぼって見ると、二十八年に奄美群島が返ってきたときに四百六十六名に一名乗っけて四百六十七にしたという経緯があるわけですね。そのときから実はこの附則で処置をしてきて「当分の間」といふのを載っけたんじゃないんですか、と私は思うんですね。そうすると、奄美の扱いの問題について、いつの日か鹿児島県の三区に返ってくる、一緒にするというのが原則だったろうと思うんですね。これが、「当分の間」が何とこれ三十二年有余たっているわけですね。そのことを考えますと、もう本則の数の議論ではなくて、附則の数が本来の姿になってしまおうというやうな議論をせざるを得ないというのは、これは

おかしいと思わない方が私はおかしいと思うがね、どうですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 上野先生御指摘の問題、大変重要な問題で、定数協の協議の間でもこれはいろいろ議論がありまして、また関係議員の中から、おれをいつまで当分の間の議員にしておくん、ちゃんとした議員にしてくれというやうな強い意見等もありましたが、今回は、さきの国会における決議、また最高裁判所の判決によるところの違憲状態という御指摘を一日も早く解消しなければならぬということで行われたものでございまして、今のやうな問題は当然に今度抜本改正が行われる場合には議論しなければならぬことであるかと存じます。

○上野雄文君 「当分の間」という言葉が、これは何かひとり歩きしているのか、極めて便利な言葉というふうな理解したらいいのか、私もどうもよくわからないんですね。

今度の要綱を見ますと、「当分の間」というのは三方所出てくるんですね。それから今三原衆議院の公選特の委員長が読まれた提案理由を見ますと、これ四カ所出てくるんですね。

それで、これは「当分の間」ばかりで、本来の選挙法というのとは一体、当分の間の選挙法という話にこれなってしまうんで、歯どめなき当分の間なんというのには私はないだろうと思うんですが、一番最初に奄美のときに「当分の間」というのをくっつけたのは、一体どの辺を見通してやったのか。これは選挙部長、いろいろ選挙法研究されたと思うので、その辺の歴史的な経過というのをちょっと参考までに教えていただけないか。

○政府委員(小笠原臣也君) お答えを申し上げます。

昭和二十五年に現在の公職選挙法が制定されましたときは、議員定数は四百六十六でございまして、それにその後昭和二十八年に奄美が、米軍の統治下に置かれておったわけでございますけれども、日本に復帰をするという事になりました。当時、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措

置等に関する法律というので奄美に定数一の選挙区を暫定的に設けるといふことが定められたのでございまして。

これは、当時の記録をみてみますと、奄美が復帰することによって鹿児島県の全体の定数を見直すということも一つの考えとしてあるんだけれども、奄美が復帰することによって全体を見直すというのとはなかなか容易ではないということもあって、暫定的な措置として一人区を設けたのでございまして。

それが、昭和三十九年に今度公職選挙法の中に取り込まれるときに今のように、別表第一の規定にかかわらず、当分の間、奄美群島区を定数一の選挙区とするという規定が設けられて、それが言え「当分の間」の規定の最初ではないかと思っております。昭和三十九年の改正、その後の昭和五十年の定数は正に併う改正は、いずれも先ほど私が小島委員に申し上げましたやうな理由で暫定措置として書かれておるわけでございます。

○上野雄文君 提案者と大臣の両方にお尋ねしたいと思うんですが、今度の場合の「当分の間」はどういう「当分の間」ですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これ、今、上野先生御指摘の当分の間、随分といふ研究をいたしまして、「当分の間」とは一体五年を指すものか十年を指すものか二、三年か、いろいろ研究しましたが、いかなる文献にもこれは答えが出ておりません。

ただ、明確に申し上げられることは、これは決して固定的な状態ではない、一日も速やかにこれは直すことが望ましいということが「当分の間」であらうと存じます。

○上野雄文君 大臣、その前にちょっと。今の答弁では、先ほどの小島委員の質問では抜本改正と言ったはずだと思いませんか。ちょっとおかしいじゃないですか。そういうふうに受け取っていた。

○衆議院議員(渡部恒三君) ですから、確定値が出た後一日も早く、速やかにこれは抜本改正に取

り組むということが私どもの姿勢でございまして。

○上野雄文君 大臣はどう思っていますか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど、そして今渡部先生からお話ございましたように、今回の経緯の中で、議長調停、そしてまた今度の決議等におきましても、確定値が出た後に抜本改正を行う、そういうふうになされておるわけでありまして、その抜本改正の中でそういう問題も解消するように努力する、こういうことではないかと思っております。

○上野雄文君 水かけ論争をしてもいたし方ありませんから先へ進みますが、先ほど中選挙区制についての小島委員からの指摘がありました。もう長い間、中選挙区制というのは、三人以上五人以内というので定着しているわけですね。最近の行革論議の中でも、自治体と国との関係の中で、同化、定着したという文句がしょっちゅう使われるわけですね。同化、定着のお手本みたいなものが三人以上五人以内だと私は思うんですね。学問的にどうのこうのと云っても、歴史的に選挙法のずうっと積み重ねが今日までできているわけですから、私はそういうふうに思っているわけですから、そのことを裏づけるのが、きのうの衆議院の決議の後段に書いてある「抜本改正に際しては、二人区・六人区の解消並びに『総定数及び選挙区画の』という文言がありますね、だからここに入

ったと思うのであります。これは中選挙区からはみ出したものだ、二人区と六人区ははみ出したものだ、こういうふうには皆さんもお考えになっていらっしゃるというふうな理解してよろしいですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは、上野先生御指摘のように、それから今日までの中選挙区は三名から五名というのが常識でございました。ところが、さきの国会で議長見解が出されて、五百十一の定数を何とか守りたい、また、違憲状態を脱するために三対一以内の一票の格差にとどめる、こういう作業、これを分区分とか合区分とか境界線変更は極めて困難であるという前提に立ってやりました場合は、二名区というものが七つも出てしまった

の定数問題が出てきておると思うのでござい
ます。いずれにいたしましても、そういう状況等も
勘案しながら、抜本改正におきましてこういつた
問題等も解決していくようにしなければならぬ
であらう、そのように認識いたしております。

○上野雄文君 連憲状態から抜け出すという大義
名分で、「当分の間」というのを多用しながらま
とに巧みにすり抜けようというところは、いかに暫
定措置であつてもできるだけ避けること、その
姿があらわれてこなければいけないことだと私は
思うのでありますが、衆議院の最高ポストにあ
る方が出された調停案であつても、やはり我々
としてはもう一つすっきりしないという感じをぬぐ
い去ることはできないわけなのであります。

さて、時間もなくなつてまいりました、最後に
政治資金の問題についてこの際お尋ねをしたいと
思うんですが、これは過ぐる日、衆議院の商工委
員会でも発言が我が党の水田議員からもあつたよ
うであります。

全国生コンクリート工業組合連合会という団体
がありまして、この団体は、中小企業団体組織
法、略称ですが、その適用を受けている団体であ
りまして、同法第七條第三項によると、「特定の
政党のために利用してはならない」という規定が
あるわけがあります。この団体は、先ごろ燃素工
連で問題になりました稲村佐近四郎代議士に対し
て、昭和五十五年以降毎年五百萬円の政治献金
をして、そしてそれは顧問料という形である
そうであります。こういう事実について私に對し
て複数の関係者が証言をしているのであります。
通産省の方においでいただいていると思うのであ
りますが、おたくの方では、衆議院でも質問があ
つたことではあります、こういう事実については承
知してありますか。

○説明員(和田正武君) お答えいたします。

全国生コン工業組合連合会に問い合わせました
ところ、そういう顧問料としての稲村議員に對
する支払いは否定しておりませんけれども、私た
ちとしては、もう少し詳しく、詳細調べまして、

調査でき次第、先生の方に御報告いたしたいと思
つております。

○上野雄文君 自治大臣、かつて、たしか三十年
代だと思ふのでありますけれども、大臣になつた
場合は公益法人から報酬を受けてはならない、こ
ういうふうに関議で決めたことですが、そ
れはそのとおりですね。

○國務大臣(小沢一郎君) そのとおりだと思ひま
す。

○上野雄文君 そうすると、稲村氏は、五十八年
十二月から五十九年十月まで国土庁長官をされて
おられまして、この間も顧問料を受け取つていた
と言われているわけですが、こういうことにつ
いてはどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(小沢一郎君) その点につきまして
は、ただいま通産省からも答弁ありましたが、事
実関係をまだ私承知いたしておりませんので、こ
こで御答弁申し上げるわけにはいかないと思ひま
す。

○上野雄文君 私は、こういうのは一種の政治献
金と見ていいのではないかなと思つてゐるん
です。実は、五十九年の春に稲村氏の仲介によつて
全国生コンクリートの役員が道路公団の幹部と會
つて、アウトサイダーは排除する、そういうこと
にしてくれという申し入れをして、それに従うよ
うな、そうとれるような文書が出てゐるんです
ね。かなり深い関係にある、こういうことも私の
ところへ言つてきてゐるわけなのであります。

選挙部長、こういったものが政治資金規正法に基
づく報告として、稲村氏関係の後援団体、指定団
体などに出てゐるかどうか、御存じありません
か。

○政府委員(小笠原臣也君) ただいまお尋ねの、
稲村議員が全国生コン工業組合連合会から顧問料
の名義で五十五年以降五百萬円受け取られてお
るというお話でございますが、突然のお尋ねでござ
いますのでちょっと今直ちにそういうことが政治
資金規正法の届け出となされておるかどう
か、お答えすることができないわけございま

す。具体的な政治団体の名前を挙げられましたの
で、収支報告書にそういう記載があるかどうか調
査をして後ほどお答えをいたしたいと思ひます。
○上野雄文君 今、通産の方の課長からは調査を
して報告をする、こういうお話でありまして、
私の方でも政治団体についても少し調べてみま
して、具体的にお知らせをしますから、自治省の
方で調査結果を私どもに報告をしてもらいたい。
こういうふうにお尋ねをしております。

選挙法、選挙そのものは、政治不信を招くこと
のないような姿で、選挙区割りも大事ですけれど
も、選挙そのものもきれいに行わなければいけな
いというところは保障されなければならないわけ
でありますから、そういう立場で御質問したわけ
であります。私の質問は以上で終わります。

まあ、渡部先生の弁解に満ち満ちた御答弁をい
ただいたわけでありまして、一刻も早く本
則に戻つてあるべき姿を追求するということが一
番必要だということを申し上げて終わりにいたし
たいと思ひます。

○委員長(原文兵衛君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。
本日、高木正明君が委員を辞任され、その補欠
として林健太郎君が選任されました。

○大川清幸君 今回の公職選挙法の一部を改正す
る法律案につきましては、まあ連憲状態を解消す
るという大前提のもとでの暫定措置であるとい
う点では私も理解しないわけではありませ
んが、先ほどから小島委員あるいは上野委員からも
いろいろ御質問があり、御答弁があつた状況を見
てみますとおわかりのとおりでございます。下
手な推理小説ではありませんが、抜本改正はやる
という答へが出ておりますから、話はそこで結論
が出てゐるようなものですが、しかし重要法案で
ありまして、国民の御理解を今後得られるかどう

か、政治不信を解消できるかどうかという重要問
題であるという点から、私どもの立場から何点か
確認をしておきたいと思ふ次第でございます。
そこで、第一点は、六十年年度の国政調査の結果
はいつ出るのか、これは明確にできませんか、い
かがですか。歴年の例でわかるでしょうか。

○政府委員(小笠原臣也君) 国政調査の担当省庁
ではございませんが、私どもこの定数問題の関連
で、総務庁統計局から聞いております。範圍でお答
えを申し上げますと、確定値は本年十一月に出る
ようでございます。

○大川清幸君 それでは、十一月ということでは
と、先ほど上野委員も論議をされておりました
が、いわゆる「当分の間」という言葉は大変これは
くせ者でございます。御承知のとおり、地方公
共団体の起債権にかかわる規定では、「当分の間」
は半世紀以上過ぎてしまつております。「当分の
間」というのは永遠という感じもするわけです。
今回ののは応急措置、暫定的な措置でありまし
て、しかも国民注視の問題でございますので、恐
らく抜本改正は、先ほどから答弁のあるとおり、
はつきりおやりになるということになつておりま
すが、それでは十一月末ごろ確定値が出た場合、
各党の合意を得なきゃならないこともありまし
うけれども、できるだけ早い時期にこの作業に取
りかかると考えてよろしいですね。

○衆議院議員(渡部恒三君) おっしゃるとおりで
ございます。

○大川清幸君 そこで、先ほどから問題になつて
おります何点かについての基本的な問題について
お伺いをしておきたいと思ひます。

一つは、一票の格差の問題でございますが、こ
の現在の一票の格差がこれは二・九九程度に今回
の改定案でおさめることになつておりますが、抜
本改正の場合にはこの格差をどの程度におさめる
のが妥当かと考えておりますか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは大変難しい問
題でございます。

今回は、さきの最高裁判所の判決等の中で昨年

の最終国会に議長が見解を出された三対一以内というところで作業をしたわけですが、その過程でも、一対二であるべきであるとか、あるいは一方、今日、過疎地帯ほど強い政治力を要求しておるのであるから過疎地帯を何らかの意味で考慮するとか、あるいは面積——北海道というものと東京都の選挙区を比較した場合の面積とか、そういうものを考えるべきだとか、いろんな議論が出ておりますので、今後、真剣にお互いが勉強していかなければならない問題だと思いますが、今ここで私がどうこうという見解を申し上げるまでに至っておりませんので、御了承賜りたいと思います。

○大川清幸君 いずれ各党の話合いで三倍以内にはおさめなければ国民も納得しないと思いが、事務的、技術的な問題で最大の努力をお互いにしなきゃならないというふうに私も理解をいたします。

そこで、そうした難しい問題はありますけれども、先ほどから議論になっておりましたように、いわゆる中選挙区制で基本改正はやりたいとお考えですか、いかがですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これも今後各党間の話し合いで勉強していかなければならないと思いますが、今回の定数は正問題協議会での話し合いの中では二名区をできる限り解消するように努めるということでは当然だろうと思えます。

○大川清幸君 そこで大枠の問題ですが、五百十一の総定数を一名ふやしたことにしては何としても残念至極でございます。基本改正をやる場合に、先ほどから五百十一名以内にとどめるようにとれる御発言もあったやに思いますけれども、この点は間違いないんでしょうね、いかがですか。まだそういう発言はしていないと認識をした方がいんですか、どうでしょうか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これもさきの本会議で基本改正の際には見直しを行うという決議をしておりますので、このことが尊重されて審議されるものだと思います。

○大川清幸君 今の段階ではなかなかはっきりしないのは当然だと思うんですが。

ところで、先ほどから議論のありました愛媛、和歌山、大分のそれぞれの選挙区の線引きの改正の問題でございますが、これは公職選挙法の第十五条の六ですが、これ読んでみますと「第二項、第三項及び前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」となっております。これは地方の議員の選挙にかかわる規定でございますが、先ほどからいろいろ陳情も関係県から出ておりますけれども、市町村からも出ておりますけれども、なるほどああいうような陳情が出てくるのも当然でございます。この法の規定にもあるように「地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に」、やはり決めてあることが一つ。それから、衆議院の選挙区というものが上からかぶさっております。そういうような規定があるのに、逆に今度は国政の方では、これ一番問題なのは、大蔵省の、僕は一般会計の問題でもさんざん予算委員会で作ったんですが、何かやがて悪いと、どこか操作する場合には特例法をつくるから、大もとの方で法律をつくるから国でやることは何でも法律違反ではないわけですよ、大前提の法律を直しちゃいますからね、都合のいいように。ですから法律違反ではないんですが、そのときそのときの都合でこうした重要な地方に対する影響のある分野についても線引きをやってしまうという扱い自体が私非常に問題だと思っております。

したがって、例えて言うとうる東京なんかでもそうです。五十九年に行われた都議会の選挙の前定の定数は正は、あれは三増三減で大変批判があったんですけれども、私はこれは都議会、自民党さん初め大変な英断だったという評価をしている面は、なぜかといいますとね、例えば中央、千代田なんというのは定数二ですが、とりわけ千代田区なんというのは自民二のあったところですね。これを一に改定することについて踏み切ったんですから、これは大変な英断だったと思っております。あそこをやはり一人区にしないで二人区か三人区にしようという知恵を絞りますよとね、中央、千代田は合区しなきゃならないんですよ。ところが、この規定があるもんですから、自民さん初め各党の幹事長が出張して都議会である知恵を絞ったんですけれどもね、やりようがない、これは。千代田、中央は港区なり台東区へつけないやならないんで、一区と八区ですからね、東京の選挙区。千代田、中央の合区はできないから、涙をのんで一人区、ああいうことにしたんだろうと思っております。そういうこととした地方の議員の定数と選挙区については大変重要な影響のある部分、これを、今暫定措置とは言いがたながら、線引きでこれ片一方の方へ都合よく押さつければならないのは、ほんとでもない話でございます。これは法律違反の解釈も成り立つかもしれない問題なんです。こういうことを議会側でやっちゃったことについて自治省の答弁求めもなかなか無理かと思うけれどもね、これは困ったことだと思っております。不合理だと思っております。どうなんですか、当局は。

○国務大臣(小沢一郎君) 基本的には先生御指摘のように、選挙区の問題は地勢とか交通等の事情、また地域形成の問題等々そういうことを背景として行われると、これは筋道であらうかと思っております。

しかし、今回の問題につきましては、先ほど来提案者のお話のような、各党間のぎりぎりの議論の中で今日こうして成案を得て御審議をいただいております。このことであらうかと思っております。いずれにいたしましても、国権の最高機関たる国会でございまして、今後各党、各議員の高い見識に基づき、その本来の姿によって基本改正が行われることであらうと、また私もそれを期待しているものであります。

○大川清幸君 事務当局は御見解お持ちですか。いかがですか。

○政府委員(小笠原臣也君) もう大臣がお答えになったとおりでございますけれども、あくまでもこれは特例的な措置として、やむを得ない措置として行われたものであらうというふうに考えておるわけでございます。

例えば、衆議院議員の選挙区は行政区画を尊重しなければならぬことは、法文の規定はありますけれども、当然のことではございません。当然のことではございますが、御案内のように、市町村合併特例法という法律がございまして、市町村合併の際に二つの選挙区にわたって市ができたような場合は、一つの市が二つに分かれることも特例として認められておるわけでございます。今回の措置がそれと全く同じだと申し上げるわけではございませんけれども、特例という意味においてはおなじように考えるべきではなからうかと思っております。次第でございます。

○大川清幸君 提案者の御所見も伺っておきましよう。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは大川先生の御指摘のとおりでございます。境界線変更とか、合区とか、分区分区とは非常に困難な問題を伴っております。そういうことから、最初は境界線変更はまず無理だろうと、あるいは合区、分区分区はできないだろうということになると、もう十増十減ということで二名区が七つも出てしまふ。これに対して、二名区というものは好ましいことではないというふうな強い意見等がありまして、各党間でいろいろ話し合いをし、これは考え方のいろいろ違う各党間の話し合いの中で最大公約数を求めなければ、今回違憲状態を脱しられないという各党間の血のじむような努力の中での合意を得て議長が調停したものでございます。

○大川清幸君 したがって、これ線引きは臨時にやったことだということで、やむを得ないという御答弁でございますが、これは国会の立場から考えても共通の責任があると考えざるを得ない問題でございます。今後基本改正のときは、先ほど御答弁があったようにですが、これもどの形

れを一に改定することについて踏み切ったんですから、これは大変な英断だったと思っております。あそこをやはり一人区にしないで二人区か三人区にしようという知恵を絞りますよとね、中央、千代田は合区しなきゃならないんですよ。ところが、この規定があるもんですから、自民さん初め各党の幹事長が出張して都議会である知恵を絞ったんですけれどもね、やりようがない、これは。千代田、中央は港区なり台東区へつけないやならないんで、一区と八区ですからね、東京の選挙区。千代田、中央の合区はできないから、涙をのんで一人区、ああいうことにしたんだろうと思っております。そういうこととした地方の議員の定数と選挙区については大変重要な影響のある部分、これを、今暫定措置とは言いがたながら、線引きでこれ片一方の方へ都合よく押さつければならないのは、ほんとでもない話でございます。これは法律違反の解釈も成り立つかもしれない問題なんです。こういうことを議会側でやっちゃったことについて自治省の答弁求めもなかなか無理かと思うけれどもね、これは困ったことだと思っております。不合理だと思っております。どうなんですか、当局は。

に戻すというふうに解釈をしておいてよろしいですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 抜本改正というのはもつと大きな立場からこれに取り組むものでありますから、いわゆる例外的な措置というふうなものではない、これは原則に従って行われるような努力が恐らく行われるだろうと考えております。

○大川清幸君 そこで定数は正の問題は国権の最高機関である衆議院みずから定数は正ができず、今日まで来たことについては国民の強い批判がございまして、このことについては将来合理的な手法で対応できるようにして、国民の不信を解消しておく必要があるだろうと考えるわけでございまして、先ほど上野委員からも御指摘があった問題ですが、この定数は正問題については定数にかかわる規定の方程式というか、そういう基準をつくっておいて、自動的に定数配分あるいはこの改定ができる、まあ機械的と言ったらちよつとどうかと思いますが、合理的にできる、要するにスポーツのルールではありませんが、国民の側から見ると、なるほどABCの基本的なルールがあつて、その根拠によってああいう改定をしたのかと、極めてわかりやすい明瞭な形でやっていたかどうか、一番よろしいだろうというふうに考えますので、第三者機関の設置をも考慮した上でのこうした新しい手法については御配慮なさいますか、いかがですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 今回も、御案内のように、これ第三者機関を設けて区割り変更とか、合区とか、分区分けは行われるべきであるというふうな議論が大分なされました。しかし、最終的には今国会で定数は正を行わなければならないという至上命令の中で各党の話し合いでこういう措置が行われたのでございまして、今大川先生の御指摘の問題非常に重要な問題でございまして、抜本改正に当たっては各党間でそういう問題も真剣に討議しなければならぬし、また政府もそういう問題を勉強していられるものと考えております。

○大川清幸君 政府側も同じような見解と解釈してよろしいですか。

○国務大臣(小沢一郎君) この点につきましては、先生御指摘のように、また提案者も答弁ありましたが、基本的なルールづくりというのができれば大変好ましいことではないかと思っております。そのために、第一義的には、まず各党でそういう方向も決めなければいけません、第三者機関を設けるとか、あるいは独立的な機関を設けるとか、いろいろな考え方あると思いますが、結論といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、御指摘のような形になればこれは好ましい形ではないかと思っております。

○多田省吾君 衆議院の定数は正につきましては一昨年から各党でいろいろな改正案をつくってまいりました。私も初めからやはり抜本改正が必要であるという認識のもとで五十九年の二月に三つの案をつくりました。ともに二倍以内案でございまして、あるいは偏重方式、あるいは配当基準・最大剰余方式でございまして、昨年から各党間で定数は正の折衝が始まりまして、やはり抜本改正は抜本改正といたしまして、暫定的に、緊急避難的につくろうという話し合いになりました。そして、御存じのように、野党四党では六増六減案というものを昭和五十五年国調の結果でつくりまして、合区、分区分けによって二八区はつくり、あくまでも中選挙区制、三八区、四八区、五八区を堅持した案をつくったわけですね。そして、自民党は六増六減案でありましたけれども、二八区が四つほどできるといふ案を主張されたわけでございます。で、それができなくて議長のもとで話し合いました。いよいよ今国会で昭和六十年の国調の速報値をもとにいたしまして、やはり暫定的に緊急避難的な三倍以内案、また定数は五百十一名以内とする案が折衝をされたわけでございます。が、私は、やはり暫定案、緊急避難的な案といえども、法則性また基本原則といふものが必要だろうと思うのでございます。ですから、やはり野党の主張するように、十増十減案とか、九増九減案

とか、あるいは八増八減案、そういうものにしておけば一名増というふうな結果には私はならなかったのだと思つております。しかし、二八区をつくらない、あるいは二八区を少なくしようというふうな話し合いで、遂に議長調停案が示されまして、二八区が四つで、そして八増七減案。それで、三つの選挙区は減にならないかわりに境界線変更という結果になったわけでございます。その結果、先ほど大川委員も質問されましたように、境界線変更でさまざまな問題が生じているわけでございます。

それはそれといたしまして、今度、昨日も衆議院の本院会議場で本会議決議として抜本改正に向かう決意がなされたわけでございます。それを讀みますと、やはり各党の最大公約数をとられたらしく、「抜本改正に際しては、二八区・六八区・八八区・九八区に議員総定数及び選挙区画の見直しを行い」とあります。私は素直に解釈いたしました。やはり抜本改正に際しましては中選挙区制、三八区、四八区、五八区を守るのだと、それから議員総定数は一名ふやした分はもとに戻して五百十一名以内にするとするんだというふうな考えかと解釈いたします。

それで、私は、やはり抜本改正につきましては国民の期待するような本當の抜本改正にしなければならぬと思つております。本年十一月に六十年国勢調査の確定人口が公表されれば、すぐさまやはり私は抜本改正に取り組みべきだと思つております。まず、その場合に一対一という考えもありまして、また格差二倍以内は守るべきである、こういう考えもございまして、また、都道府県間のアンバランスは、これは是正しなければならぬという考えもございまして、御存じのように、このたび石川二区が一名減になったために、総数としては人口の少ない富山県の方が議員総定数が上になったという、それで石川県の方々は大変これに不満を持つておられるわけでございます。やっぱりの点に関する限りなるほどなという感じを受けます。

す。ですから、私は、やはり大正十四年並びに昭和二十二年にいわゆるあれは抜本改正だと思つております。どういふやり方をやったか。まず、大正十四年には、人口十二万人を基準にして各道府県に比例計算で全部割り振った。ですから、道府県間のアンバランスというものは全然なくて、四百六十六です。そして、さらにそれも極めて公平に県内に振り分けた結果、ほぼ一・五倍以内におさまっている。昭和二十二年におきまして、やはり都道府県に人口十五万を基準にして比例計算で割り振った、その結果もやはり一・五〇五倍です。それにおきまして、やっぱり、私は、百三十選挙区の過密区を議員増して過疎区を議員減する、こういうやり方も否定するわけじゃありませんけれども、それはそれなりに意味を持ちますけれども、やはり抜本改正に当たっては、まず都道府県に配当基準でもう定数を割り振るぐらゐの英断があつてしかるべきだ、こう思います。

それからまた、先ほどもお話ございましたように、憲法ないし選挙法に国会の第一院の定数規定が盛り込まれていないという国は日本だけだと思つております。ほとんどの国ではやはり憲法に基本原則が盛り込まれている。憲法になくても選挙法にきちつとございまして、我が国だけがない。大変残念です。私はやはり、少なくとも公職選挙法の中の本法に衆議院の定数に関する、あるいは参議院選挙区の定数に関する基本原則は盛っておくべきだ、そして具体的な案分等については、それは中立的な第三者機関の定数委員会等をつくって、その方々をお願いする、これはもう当然そうあつてしかるべきだ、このように思つております。抜本的改正は各党の話し合いによってということですから、将来のことかと思つてしまいますけれども、やはり国民の期待しているのはそういった公平な定数は正であらう、抜本的改正であらう、このように思つておりますが、御意見がございましたらお述べいただきたい。

○衆議院議員(渡部恒三君) ただいまの多田先生の御意見、まことに傾聴すべき御見識だと存じます。きのうの衆議院本会議の各党合意の決議に従

つて、先生の御指摘のような考え等をも十分考慮しながら、幅広い視野に立ち、幅広い観点に立って、今後抜本改正に向かって勉強をしてみたいと思います。

○多田省吾君 ぜひ期待したいと思います。

それから、次に御質問したいのは、実は参議院選挙区の定数は正でございまして、今、神奈川県と鳥取県間には六・〇三倍という大変な格差がございまして、我が党も、昭和五十七年五月に、五十五年国調の結果に基づいてやはり改正案を出したのでございまして、この前の最高裁判決では、五十五年六月執行分について、格差五・三七倍について合意であると判断されたわけでございまして。しかし、昭和三十九年の最高裁判決等を見ますと、極端な参議院選挙区の定数不均衡というものも違憲に当たるとは思われないかと思われような判決も出ておりますので、私は、このアンバランスが、幾ら参議院選挙区の特長性があるとしても、六倍だ、七倍だ、八倍だということになれば幾ら最高裁判決で合意のままで済まされたいだろと思うのでございまして、自治大臣、自治省においてはお答えにくいと思いますが、この合憲、違憲の線はどのくらいと考えておられるんですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 参議院の格差の問題でございまして、合憲と違憲の線がどの程度かと数字で示せと言われますと、なかなかお答えできないのであります。先生の御指摘にございまして、最高裁判決では五・三七、これにつきましては違憲ではないという判断を下しておるわけでありまして、それを一応の目安とする以外、現時点においてはなと思います。参議院と参議院を比較いたしましたも、やはり判決の中でも言っておると思いますが、参議院の場合は良識の府と言われますように、衆議院とは若干性格を異にしておることは裁判所も認めておるところでございまして、そういうようなことを踏まえまして、今後私どももまた参議院の中におかれまして議論して、考えていかれるべきものであると、そのようにお答えする以外にないかと思ひます。

○多田省吾君 参議院選挙区五・三七倍が合憲であるという最高裁判決には私たちは承服できないのでございまして、それはそれといたしましてやはり参議院の良識としても、このような格差は是正しなければならぬ。また、都道府県間の逆転現象も大分多くなっております。これも是正しなければならぬ、このように思ひます。私の試算によりますと、現定数で例えば全都道府県に二名ずつ配当する、そして二百三十万以上の人口の都道府県に比例配分で配分いたしますと、大体三・五倍程度でおさまるといふ結果も出ておるわけでございまして、これは各党間の話し合いですから、今後どうなるかわかりませんが、やはり参議院選挙区の定数は正は早急にやらなければならぬ、このように私たちも決意している次第でございまして。

最後に、前の委員会でも自治大臣に御質問いたしましたけれども、いよいよこの衆議院の定数は正案が成立いたしますと、どうも中曽根総理大臣は七月六日の衆参同日選挙を計画的に、意図的に行おうとしているのではないか、このように言われております。私は、六十九条解散ならいざ知らず、そうでない解散を計画的にしかも意図的に衆参同日選挙をやろうというのにはまことに憲法違反の疑いもございまして、憲法に衆議院、参議院と二院制が明確に定められ、しかも代議民主制においては選挙と議院の構成というのとは一休不離の関係です。ですから、衆議院、参議院がある以上、国民の意思を問う選挙も別々に行うのが当然です。それを参議院の選挙に衆議院を乗っからせようなんて、まさに参議院の独自性を破壊するものです。ますます参議院無用論が強まります。そしてまた参議院の緊急集会にも大変な支障を生じます。こういった衆参同日選挙を意図的、計画的にやろうなんて私はとんでもないことだと思ひます。やつてはならないことだと思ひます。たとえそういう選挙で自民党が数名ふえようと、後世から何てばかなことをやつたんだと、議会制民主主義の破壊じゃないかと、必ずそういう批判は起こ

りますよ。中曽根内閣の閣僚の一人としてどういうお考えでおりますか、最後にお聞きいたしますして終わります。

○国務大臣(小沢一郎君) 俗にダブル選挙があるかないかはわからないこととございまして、今答弁する立場ではございせんが、この憲法の解釈論につきましては、法制局長もいますから法律的な問題については正確にそちらから答えていただきたいと思ひますけれども、前例もございまして、いわゆる違憲、法令違反ということではないだろと私は解釈しておりますが、その法律論は別といたしまして、本来解散は議員の身分を失わせしめる、会期をそこで終わらして、それでもなおかつ国民、主権者の判断を問う必要があるというふうな内閣が判断した場合に解散を行うものであるかと思ひます。したがって、ダブル選挙というものはその結果でございまして、先生御指摘のように、意図的、計画的にその日にちを合わせるということではいけないであらうと私は思っております。要は、解散をして国民、主権者の判断を問う必要があるかどうかは内閣の判断でございまして、その結果は主権者の審判をまつ、これが民主主義の原理ではないか、そのように考えております。

○橋本敦君 私は、民主政治の根幹にかかわる選挙の定数問題という重要な法案について、全く十分の審議をするという状態にこれを処理するといつたようなこういう状態について、まず最初に極めて遺憾であるということ強く表明をしておきたいと思ひます。

時間があるから具体的に早速質問に入りますが、今回の法案は暫定措置だということにおっしゃっている。この法案のどこが暫定措置なんですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 今回三原委員長から提案されました法案が暫定措置であります。

〔委員長退席、理事金九三郎君着席〕

○橋本敦君 答弁になってない答弁のように思ひますよ。

そうすると、法案そのものが暫定措置だと。そうすると、今度は抜本改正をするというのはこの法案を全部見直す、抜本改正の対象にはこの法案の内容が全部対象になる、こういう趣旨ですね。

○衆議院議員(渡部恒三君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今回はあくまで違憲状態を一日も早く解消するというために附則改正として行っておりますから、これが暫定措置ということであって、抜本改正では新たに大きな立場でこの改正に取り組みものであります。

○橋本敦君 そうすると、具体的に聞きますから端的に答えてください。

まずこの抜本改正で対象になるのは、格差一対三という問題の見直し、これも当然対象になる、間違いないですね。それで、この法案そのものが暫定なんだから。

○衆議院議員(渡部恒三君) この審議の過程の中でも、各党によつては格差は一対二でなければならぬというふうな意見等もございまして、しかし、これらの話し合いの結果、今回は最高裁判所の判決というものを尊重して、また、さきの国会における議長見解というものを尊重して、一票の格差をとにかく一対三以内にとどめるといふことで行ったわけでございまして、今後さらにこの問題は各党間で検討をされていくものと思ひます。

○橋本敦君 つまり一対三の見直しも対象になる。それからさらにもう一つ、二人区、六人区の解消、これと議員総定数、これも抜本改正の対象になる、これもはっきりしていますね。

○衆議院議員(渡部恒三君) 二人区解消については、昨日の衆議院の本会議で各党合意の上の決議が行われておりますから、その線に立って抜本改正に取り組みものと。

○橋本敦君 もうちょっと大きな声で言ってくださいね。

そこで、二人区、六人区の解消とはっきり決議で書いてあるんですよ。ところが先ほどの答

弁では、渡部さんは解消に努めるところ言っている。二人区、六人区必ず解消すると断言されたい、これはなぜですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは先ほど何度も答弁しましたように、私も中選挙区というものは三名から五名が最も望ましい。ただし、今日例外的な原則というものはございせん。かつて一名選挙区の小選挙区制の際にも二名区というものがありましたし、また今日の中選挙区の際も奄美大島区のように一名区もございます。今回は、まず違憲状態を脱するというで例外措置が講ぜられた、これが二名区であり六名区でございすから、したがって根本改正に臨む際には、二名区が解消され六人区が解消されるように努めることは当然だろうと思ひます。

○橋本敦君 二人区をなくす、それから定数を五百十一に戻す、これはもうはつきりそうやらなければごまかしになりますよ。そうでしょう。努めるだけじゃいけませんよ。あくまではつきりやると言わないで努める、努力するという努力目標にされるようでは国会決議違反とも言えますし、国民を欺くものだと言えますよ。

二人区の解消問題について言うならば、あなたは記者会見で二人区の解消はどういう基準でやるかという問題、これはなかなか難しいんですが、一票の格差の少ない減員対象区の方から順次調整に入っていくのが当然だろうとおっしゃられたことがある、これは間違いないですね。もしそうだとしますと、今度八増七減ということでは二人区の問題が出てくるのは七つの選挙区があるわけですね。そのうち四つを二人区にした。あとの三つを二人区にしなくて三人区にした。これはあなたがおっしゃった基準からいくとおかしいんですよ。格差の少ないところから順に調整していくということになって、格差の少ない格差三・〇〇五の大分、これは調整をやった三人区にした。次は三・一〇、この和歌山二区、これを調整して三人区に残した。その次格差の少ない点で手をつけなくちゃならぬとなりますと三・三〇の新潟四区です

よ。ところが、これを飛び越えて三・八三の格差の高い愛媛三区に手をつけてこれを三人区にした。新潟四区に手をつけたのは少ないところからやっていくというあなたの基準に反しておるんですが、これは反していることは認めますね。

○衆議院議員(渡部恒三君) 御指摘のように格差の少ない方から、しかもこれは境界変更というのは非常に難しい問題ですから可能な、格差の少ない方から作業を進めていくということ、まず大分が一番格差が少ない、その次は和歌山、次は新潟、その次は愛媛ということになるわけでありますが、新潟四区の場合は隣の三区も極めて過疎状態で、これは三区の境界変更をやつて選挙区を持つてくると、今度は三区の方にまた減員の問題が出るというふうな困難な、いろいろ難しい問題で、可能でなかったということでございます。

○橋本敦君 それは表向き理屈で、三区を境界線問題で始末をすればできたはずで、いろいろな案はあったんです。

ただここで、新聞でも言っておりますように、新潟三区は大変なところだと、例えばここで、長岡、西山町を四区の方に入れると、こうなりますと、田中角栄元総理の生家を含む大地盤が行つてしまふんです。で、浦佐の方には銅像だけが残り、これは大変なことですよ。そういうようなことになって、まさに新潟三区が解体するということになる。越前会は一揆が起きるとまでおどかしをかけている。そしてまた、現地の自民党の選対幹部の方は、新聞報道によれば、そういう地域割りの変更をやつたら大変なことだと、そういうことになれば田中元総理も幾ら今物が言えないといつても黙つていませんよと、こういうおどかしもある。だから、つまり二人区解消を、調整というの、あなたが今おっしゃつたような三区が難しいというの、結局こういつた党利党略のそういう状況が払拭し切れない、客観的な基準を持ってやり切つていない、そういう党利党略が残つてきている結果がアトランダムになっていると言わざるを得ないと私は思ふんです。そういうことで、

基本的にこの二人区をなくすということを本当にやるならば、我が党修正案を後で山中議員から提案しますけれども、やればきつとできるんです。これをやらないうとどこに一つは問題がある。

それから、さらにもう一つ伺いますけれども、

〔理事金丸三郎君退席、委員長着席〕
格差は正の問題ですが、今一対三ということで暫定的におやりになったわけですよ。だから、今度は根本改正の際にはこれも見直して、できるだけ格差を少なくする方向で努力するというふうにおっしゃつたと思ふんです。

そういったしますと、もう既に御存じのように、私が言うまでもありませんけれども、高裁段階では東京高裁の昨年の東京都議会議員選挙に対する二月二十六日の判決を初めとして、衆議院選挙について言ひまして、広島の高裁九月二十八日、東京高裁の五十五年十二月二十三日、大阪高裁の五十九年十二月七日の判決と、格差は一対二を超えればそれは憲法に違反する状況にあるということをはつきり判決していることは御存じです。

そこで、渡部さんに伺いますけれども、一対二を超えようというのはいくつかと言へば、一人が二票あるいは三票、これを投票するということとを、これを投票の価値として容認するということとです。これは裁判所の判決も言っておりますよ。に、本当の意味で平等ということを実現するといふことがほど遠いことになるのは見えています。だが何と言つたつて、人の倍以上、二人分を投票するといふことは、投票一人が一票という公選法の大原則から見てもこれはおかしいですよ。だから、理想的に言うならば、一対二以内が当然だというのは当たり前だと思ひますが、どうお考えですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 一つお言葉を返すようにで恐縮でございますが、今回の議長調停は十回にわたる各党の代表による熱心な話し合い、さらに各党国対委員長あるいは幹事長、書記長の話し

合、そういうものの積み上げの中で議長が調停したものでございまして、新潟三区を私が田中派であるがゆえに特別に扱つたというふうなことは全くございせんので、念のために申し添えさせていただきます。

○橋本敦君 短く答弁してください、時間ないんだから。

○衆議院議員(渡部恒三君) また一票の問題でございすけれども、これも非常に難しい問題がありまして、アメリカの上院などは、これはアラスカ、四十数万人で代表は二名、それからカリフォルニアも二名というふうな例もございすし……

○橋本敦君 一対二未満は反対か賛成かでないんです。

○衆議院議員(渡部恒三君) また、最高裁判所で三対一ということが合憲である趣旨の判決もいただいておりますので、今、私がここで何対何はよくて何対何は悪いというふうな断定的なことは申し上げられませんが、今後十分検討してまいるべき性格のものであると思ひます。

○橋本敦君 渡部さんね、はつきり言ってください。十分今後検討するけれども、一対三よりも一対二未満の方が、憲法の理想とする真の平等実現に沿う道であることは明らかではありませんか、この答えどうです、どっちが憲法に適合しますか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これもいろいろ今日まで議論が出ておまして、先ほども申し上げましたように、過疎地帯が政治に対する強い要望を持つておいて、過疎地帯の政治に対する発言が一挙に減退して、国政に意見を代表する者が過疎地帯に集中してよいものかとか、いろいろ議論はございす。しかしそういう中で……

○橋本敦君 委員長、時間がありませんから的確に答弁するように言つて下さい。

○衆議院議員(渡部恒三君) 一票の格差をできるだけ少なくするというので、今回は三対一以内に格差を詰める……

○橋本敦君 今回のことを聞いていないよ、あな

た。

○衆議院議員(渡部恒三君) 作業を血のにじむような努力で行った次第でございます。

○橋本教君 一遍大臣やられると、ごまかし答弁が上手になるのかしら。私のぶつけたのにちゃんと答えないくちや。どっちが理想的だとあなたは思いますかと聞いている。だれが見たって二対二以内が理想的だってはつきりしているじゃないですか。だからこそあなたは二対三で、今のままでいいとは言えなかったんでしょ。だから二人区を解消する、当然のこと。定数、総定数五百十一人に当面は抑える、これも当然。そして格差も一対三ではなくて抜本改正は見直して理想に近づけていく、一対二以内が望ましいことは明らかだ。こうなったら直ちに我が党案に賛成していただいて速やかに抜本改正やればいいと、こうなるじゃないですか、違いますか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 今回も今橋本先生御指摘のような議論もありましたが、同時にやはり、過疎地帯の政治意欲を減殺することが今日の内政の中でどうかとか、いろんなこれは議論がございまして、これはやはり抜本改正に至るまで各党で十分話し合い、相談をして、憲法の目指す民主主義を果たせる選挙制度というものを考えていくべきものだと思います。

○橋本教君 今までの答弁でも明らかにしたように、この提案されている法案内容では十分なものでないことははっきりしているんです。暫定措置であるということもおっしゃったし、格差も含めて見直さなくちゃならぬということも認められた。だから、そういう意味では今の定数は正は、これは本当の定数は正ではなくて、本当に憲法にこたえるということではなくて、まさに当面のごまかしだと私は言いたいのですよ。

そこで自治大臣に伺いますが、この定数は正法案が仮に通ったとします。そうすると、違憲状況をなくすために早く選挙をやった方がいいと、こういう意見がありますね。しかし、この法案が通っても、今私が指摘したように、四つの高裁判決

から見ても違憲状況解消にならぬのですから、私もから言えばまだ違憲状況残るんですから、これはごまかしの定数は正ですと、こう言っているんです。大臣はこの法案が通ったら違憲状況をなくすために、早く選挙をした方がいいという御意見に賛成されますか。

○国務大臣(小沢一郎君) 後半の先生の部分は、私必ずしも賛成いたしません、最初の御質問に答えないと思います。

まあ、これは衆議院の定数の問題でございますから、選挙は衆議院の解散、総選挙ということに想定しておられるのかと思います。まあ、これは、違憲状態で選ばれた議員であるから、なるべく早く解散して総選挙して国民の判断を仰ぐべきだという意見もあることは聞いておりますけれども、ただ、もう一つの議論としては、国会議員の任期制の問題があります。したがって、その最初申し上げた議論だけで一律には押し得ないの

ではないかと私は思います。ただ解散というのは、先ほどの質疑にも申し上げたように、任期を縮め、身分を失わせてもおかつ国民の判断を仰ぐ必要があると内閣が判断したときに行われる問題でございますので、あとはそれはその妥当性の問題であり、国民の最終の審判の問題であると思います。

○橋本教君 慎重に答えられましたが、この定数法案が通って成立をすれば、これはもう解散に向けて中曽根総理は進むということを既定の事実として報道されております。まさに、そういう意味では、この法案というのは中曽根総理の衆議院解散、そして計算された同時選挙にフリーハンドを与えるだけのことで、本当の抜本改正でも何引き金になっていくということではだれが見ても考

えているんですが、その臨時国会召集、閣議で議論されたときにあなたは賛成署名されるおつもりですか。

○国務大臣(小沢一郎君) まだ衆議院の解散、ダブル選挙が既定の事実になったとは私考えており

ません。解散も今申し上げましたが、そしてまた臨時国会も国会を召集して皆さんに御議論をいただくなければならぬ、そういう大事な問題があるというときに内閣は国会の召集を決定するわけでございますので、私の署名するかどうかということでございますが、それだけの国会を開いて先生方に国会の御審議をいただく必要があると判断した場合に署名いたしますし、そんなことは全然必要ないと思ったときは署名しないと、こういうことだろうと思います。

○橋本教君 最後の質問になりますけれども、要するに自民党が安定多数を確保するために選挙をやるといふ議論が一部に言われているんですけども、これは国民から見れば大義名分になりません。自民党が過半数を割ったという国民の審判を謙虚に受けとめるのが当たり前であって、自民党自身が過半数を取りたいと、こう願われるのはそれはいいですけれども、国民から見るとこんなものは、それはもうとんでもない、党利党略そのもので、大義名分になりません。それから衆参同時選挙も指摘されているように違憲の疑いがある、憲法の予定していることではない。そしてまた円高その他の問題があつて、臨時国会は

よってやめて片づくような問題じゃありませんから、政治空白をつくっちゃならぬという意見があるのにあえて中曽根さんが選挙をやるといふことになれば、それは大義名分のない国民不在の選挙でしよう。だから、この定数は正法案を通すことによつてそういう選挙に道を開くということになれば、私は違憲の、党利党略の、そして国民不在の、大義名分のない中曽根流三悪政治の三悪解散に道を開くともない法律になるということに私は心配するんです。だから、そういう意味では私は今大事な、後で我が党修正案を提案しますけれども、これに賛成をしていただいで速やかに抜本改正を今やることだということを強調して、時間が来ましたから質問を終わります。

○井上計君 私は何点かの質問を通告をいたしておきました。しかし先ほどから同僚議員の微に入

り細に入りの質問でもうすべて尽くされておると、このように思いますし、また三原委員長も渡部代理も大変お疲れのようでありましてから通告をした質問を全部取りやめをいたしまして、若干の意見と感想を申し上げて最後に自治大臣に一つだけお答えをいただくということで進めてまいりたいと、こう思います。

私も国会審議でいろんな法案を審議をいたしましたけれども、どんな法案でも、もちろん問題点

ありますけれども、いいところも少しはある、あるいは大半がいいところである、いろいろあります。ところがこの定数は正法案については、これはどんな角度から見ても実はいわゆる全くな

いと、こう言わざるを得ないわけでありまして。これを現在まで持つてこられた三原委員長初め渡部代理また衆議院のそれぞれ担当の皆さん方の御苦労は十分承知をいたしておりますし、また火の粉を浴びることを承知で調停案を出された坂田衆議

院議長の御苦勞も十分わかります。しかしながら、この法案を我々が審議をしなくてはならないという実はつらさ、ある意味では怒りだ、こう申し上げてよろしいかと思うんですが、まことに残念至極である。恐らく与党の皆さん方も全部そういうふうな御心中でおられるであらうと、こういう感じがするわけでありまして。

確かに違憲状態をこの際急いで解消するための定数は正と、こう言われておりますけれども、ところが余りにも払う代償が大き過ぎる。というのは、国民の批判と非難と怒りをすべてやはり買

うは定数は正である、こう申し上げて過言でなからうと、こう思います。申すまでもなくそれは一名定数増ということですが、二人区の問題、六人区の問題、あるいは和歌山県、愛媛県、大分県の境界変更の問題、いろいろあります。しかしそれは個々の問題であつて、全体の国民から見ると、たとえ一名と言われますけれども、一名の定数増

というのは国民の立場から見れば許しがたい。同時に、私も政治家が一番大切なことは、国民の信頼を得るためにどうするかという、常に考え

るべきことだと思つております。ですから、この定数は正と、こう言われておりますけれども、これは大義名分のない国民不在の選挙でしよう。だから、この定数は正法案を通すことによつてそういう選挙に道を開くということになれば、私は違憲の、党利党略の、そして国民不在の、大義名分のない中曽根流三悪政治の三悪解散に道を開くともない法律になるということに私は心配するんです。だから、そういう意味では私は今大事な、後で我が党修正案を提案しますけれども、これに賛成をしていただいで速やかに抜本改正を今やることだということを強調して、時間が来ましたから質問を終わります。

○井上計君 私は何点かの質問を通告をいたしておきました。しかし先ほどから同僚議員の微に入

り細に入りの質問でもうすべて尽くされておると、このように思いますし、また三原委員長も渡部代理も大変お疲れのようでありましてから通告をした質問を全部取りやめをいたしまして、若干の意見と感想を申し上げて最後に自治大臣に一つだけお答えをいただくということで進めてまいりたいと、こう思います。

私も国会審議でいろんな法案を審議をいたしましたけれども、どんな法案でも、もちろん問題点

ありますけれども、いいところも少しはある、あるいは大半がいいところである、いろいろあります。ところがこの定数は正法案については、これはどんな角度から見ても実はいわゆる全くな

いと、こう言わざるを得ないわけでありまして。これを現在まで持つてこられた三原委員長初め渡部代理また衆議院のそれぞれ担当の皆さん方の御苦労は十分承知をいたしておりますし、また火の粉を浴びることを承知で調停案を出された坂田衆議

院議長の御苦勞も十分わかります。しかしながら、この法案を我々が審議をしなくてはならないという実はつらさ、ある意味では怒りだ、こう申し上げてよろしいかと思うんですが、まことに残念至極である。恐らく与党の皆さん方も全部そういうふうな御心中でおられるであらうと、こういう感じがするわけでありまして。

確かに違憲状態をこの際急いで解消するための定数は正と、こう言われておりますけれども、ところが余りにも払う代償が大き過ぎる。というのは、国民の批判と非難と怒りをすべてやはり買

て行動しているのを根底からこれは破壊する是正案であると、このようにあえて率直に申し上げておきます。

いろいろと申し上げても切りがありませんけれども、そこで私もこれからの立派な立場、いふところへ行つて行政改革を言うことは言えませんが、また地方議会の定数を減らすということももう口を裂けても実は言えなくなりました。大変残念に思うわけでありませう。

そこで、私はお願いと提言でありますけれども、一日も早い抜本改正、その抜本改正のときにいろいろな面での抜本改正の必要があらすけれども、絶対に定数の改正は最優先をしていただかなければならぬ。それも今回ふやした一名を減らすだけでなしに、この際国民に対するおわびの意味で少なくとも五名ぐらゐ減らすぐらゐのこととひとつ衆議院の皆さん方にお考えをいただきたい、このことを強く申し上げて、同時に衆議院の皆さん方から見ますと自分たちのことをこのように決めてんだから、衆議院では特に質疑を省略して各党十分間の意見開陳だけでこれを議了されたやうでありますけれども、それを参議院が何も余分に時間かけて審議する必要なやうという方もあるやうであります、いづれにしてもやはり自分たちのことを自分で処理する、論議するということとは、これは国民の目から見てもおかしいし、またいいものができはるはずがありません。

だから最後に、これは自治大臣に質問通告してありますけれどもお尋ねをし、お考えがあればお示しいただきたいんですけれども、第三者機関によるいわば、衆議院も参議院もそうでありますけれども、このやうな問題を審議する権威のある機関をつくるということ、これを自治大臣としてぜひひとつ至急にこれらのものを進めたいだいて、そういうものを設置をして、もちろん設置する法律案必要でありますけれども、できれば抜本改正は第三者機関によるところの定数は正、その他の問題の解決ということを第三者機関にゆだねる、権威のあるそのやうなものをつくることはいかででありませうか、その点をひとつ大臣に一つだけお考えがあれば聞かせをいただきますし、またお考えがなければ結構であります。心情的には、後ほど共産党の山中議員が提案されるやうであります、どうも共産党の修正案に賛成したいやうな心情である、このことをあえて申し上げて、その質問だけで終わります。

○国務大臣(小沢一郎君) 一つに大々改定は御質問をいただきましたけれども、今回の定数の是正の問題、これは先ほど来質疑の中で行われましたやうに、国会の基本的なルールづくり、土俵づくりである。しかしながら、各政党、各会派、各個人、さまざまな政治活動に直接かわかることとございまして、大変難しい問題であると思ひます。したがって、それゆゑに今先生御提言があつたのであらうと思ひます。この問題につきましても、もちろん各党間の協議、そして私どもも連携をとりながら考えなければならぬと思ひます。問題ではあります、私といたしましては、今の御提言につきましても、どういふ形の第三者機関、今でも例えば選挙制度審議会とかいろいろございまして、あるいは国会の議長のもとに第三者機関というやうなものをつくつてはどうかというやうに聞いております。そういうやうな考え方というものは、これは非常に自分のことを自分でとつては、これはなかなかできない点であります、一つの解決のためには大変いい方策ではないかと、私個人は考えております。

○井上計君 終わります。

○野末陳平君 私も井上委員と同じやうな意見を持っております、ですから、この法案にはどうも賛成するわけにいかないんですけれども、簡単に言えば、やはりこの今回の改正は、従来の定数の枠内でやるべきだった。なぜ一人ふやしてしまつたのかというの、これが第一の問題なんです。ですから、五百十二人になつたということ、これは暫定措置で、今後、抜本改正で減らす

というけれども、逆に、一人ふえるとまた次もふえていく、こういうやうな悪い前例になつてしまふので非常にこの問題だ、とてもこれでは国民の納得は得られないであらう、そんな気がします。ですから、国会を行革しろというやうなことを言つておりますが、しかしむしろ定数を減らすというぐらゐの意気込みで定数は正に取り組みべきが本来だったので、その点が非常に不満である、ですから賛成もしたくない、こういうことが第一です。

それから二番目は、やはりこの法案がまとまつていくプロセスが実にわかりにくかつたという点です。もうくるくると中身が変わりまして、新聞報道でしかわかりませんでしたけれども、同時に、最後になつて、この法案の中身ですけれども、これはばたばたと決まつたやうな印象もあつたりしまして、これが民主政治かと、いわゆる開かれた政治と言えるか、非常に疑問があるわけですね。ましてや、この境界線変更の問題など、質疑に出ておりましたけれども、この大きな点がある。ちこちでまた問題になつてゐるやうです。そういうのを含めまして、やはりこれは非常に政治家の利害にかかわる難しい問題だと思ひますが、第三者が決めなければならぬんじゃないかと、国民の納得を得られるやうな正がでないかと、国民の納得を得られようと思ひます。ですから、井上委員も今提言しておりましたけれども、私は抜本改正は、当然第三者の権威あるしかるべき機関をつくつて、そこに一任しなければならぬと、総理にこういうことを何回か提言するんですが、結果はいつも、総理は、それはだめで、自分たちのことは自分で決めるべきなんだと、だから各党間で、こうおっしゃるんですが、それはもう間違ひだと思ひます。自分たちの利害を自分で決めるから国民は納得しないであつて、やはりこれはもはや任せると、この問題については、国民の有権者の皆さんに任せてそれに従うというやうな、率直な姿勢を今後政治家は持つべきで、政党も持つべきだと、こういうふうに考えるんで

すよ。ですから、強いてお答えは要りませんが、でも、その二点が非常にこの法案に対しては不満で、なぜこうなつたのか残念である、こういうことだけ言つて、これで終わります。

○委員長(原文兵衛君) 本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。本案の修正について、山中郁子君から発言を求められておりますので、この際これを許します。

山中郁子君 私は、本案に対し修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。これより、その趣旨について御説明申し上げます。

修正案提出の第一の理由は、原案が選挙区間の議員一人当たり人口の選挙区間格差を三倍まで許容し、主権者である国民の平等な選挙権を保障する見地にはほど遠く、およそ定数は正の名に値しないものだからにほかなりません。格差三倍を認める理由が、合憲か違憲かの境界線を一對三とする見地を示した最高裁判決にあるとされておりますが、この判決自体が明確な理論的根拠を欠き、絶対化すべき理由には到底なりません。それどころか、都議選に関する去年二月の東京高裁判決が格差二倍以上を違憲としたのを初め、是正に当たつての格差基準を示した高裁判決のうち、二倍以上を違憲としたものは既に四件にも上つてゐるのであります。このやうに格差二倍未満の是正こそ法

現であり、国権の最高機関としての国会が自主的に抜本は正すべきことは当然であります。

第二の理由は、現行中選挙区制に、新たに四つの二人区を導入していることについてであります。一九八三年参議院選挙において二人区の死票が三六%もあつたことでも明らかになつて、二人区は、それ自体民意を正しく反映せず、民主主義の基礎を揺り崩すことになりまふ。それはまた、

将来、五人区を二人区と三人区に分割することを可能にするなど、中選挙区制を崩壊に導くだけでなく、一人一区の小選挙区制に道を開き、さらには日本型ファシズムに至る危険性すら持つものであることを指摘せざるを得ません。現に自民党の代表は、昨年の国会で、抜本是正の際には小選挙区制を含めて検討すると言明しており、単なる杞憂にすぎないとは断じて言えないのであります。

以下、修正の具体的内容について御説明申し上げます。

修正の第一は、衆議院定数は正に当たった原則を明確にするため、これを公職選挙法に明記することとしております。すなわち、その一つは、現行選挙区定数三ないし五人の中選挙区制を維持すること、二つは、是正に当たった格差を少なくとも一対二未満とすることとし、国勢調査結果でそれを超えた場合には是正を義務づけていることとあります。

修正の第二は、以上の原則に基づき、是正対象選挙区を格差が二倍未満になるまで広げていることとあります。その結果、定数が二人以下となった場合には適切な隣接選挙区と合区し、定数が六人以上となった場合には、二人区を合区して六人以上となる場合も含め、分区分区することとしております。これらの選挙区の再編に当たっては、党利党略的な打算を一切排し、公正な客観的手法によって行うこととしております。

この結果、増員対象区二十三選挙区で三十二人を増員し、減員対象区三十一選挙区で三十二人を減員し、最大格差は、長野三区対千葉五区で一対一・九九七になります。

修正の第三は、議員総数を現行どおり五百十一名としている点であります。我々は、民意を反映させるために十分な議員数を確保することが民主主義の発揚にとって不可欠との見地を従来からとってきており、行政改革と絡めて、定数の削減を主張する誤った議論にくみするものでないことをこの際改めて強調するものであります。

なお、原案附則の施行期日に関しては、現行定数配分規定が明白に違憲であることから、施行期日をおくらせなければならぬ特別の理由はなく、これまでの定数は正法案の慣例どおり、次の総選挙から施行することとしております。

以上が修正の具体的な内容であります。何とぞ、慎重審議の上、御可決くださるようお願いし、修正案についての私の趣旨説明を終わります。

○委員長(原文兵衛君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○上野雄文君 私は日本社会党を代表して、たゞいま議題となっている公職選挙法の一部を改正する法律案について、反対の意思を明らかにするものであります。

本法律案が、最高裁判所の判決によって違憲状態にある現行定数配分を改めるために幾多の変遷、討論を経て最終的には衆議院議長による調停を根拠として提案されたものであることを考えれば、護憲の党である我が党としてもできる限りその意思を尊重したいものと考えております。以下申し述べ理由によって反対せざるを得ないものであります。

その一は、総定数を現行法上暫定ともいふべき五百十一を一名増としたこととあります。昨年十二月の段階における議長見解は、現行の議員総数、つまり五百十一は変更しないものとする、であったはずであります。先ほど行われた各党の質疑の中でも、増員の理由については明確になりませんでした。これでは院を代表する衆議院議長見解をみずから破るという、言うならば公約違反の所業とも言うべく、許さるべきことではないと思ひます。

第二は、本則定数と暫定定数との使い分けが依然として放置されていることとあり、いつまでも建前と本音が一つの法律の中に同居しているようなことは許されないものと考えているからであります。

す。今回の改正は暫定的な措置であると衆議院の決議にも述べておりますが、暫定の上に暫定を重ね、期限なきと言われる「当分の間」が世間の常識にほど遠い国会内のみ存在するものであることは許されませんし、その限りでは鹿児島三区は本則に戻すべきよき例となるべきものではなかったかと思ひます。

第三は、暫定の措置であつても立法の基本理念までもねじ曲げることは絶対に避けられなければなりません。立法以来手をつけられなかったのなかつた大分県狭間町に見られるような郡の区域の分割が行われるなどは、言うならば法の体系を乱すものと言わなければなりません。

第四は、長い間培われてきた中選挙区制を崩すこととあります。二人区、六人区の出現はどうしても納得がいきません。

最後に私もはあくまでも票のものと平等が保障され、その意味では、選ばれる側の論理よりも選ばれる側の論理が優先されるのが選挙法の基本的なあり方でなければなりません。今回の改正法案が国権の最高機関たる国会の衆議院議長の調停をもとに提案されたものであつてもどうしても賛成いたしかねます。

以上、我が党の反対の理由を述べて反対討論を結ぶものであります。

なお、共産党の修正案についても反対をいたします。

○金丸三郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、衆議院提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成し、修正案に対し反対の意を表明するものであります。

本法律案は、衆議院議員の定数について暫定措置として、現在の定数配分に基づく違憲状態を解消しようとするものであります。

本法律案に賛成する理由を端的に申し上げます。と、本法律案は、各党間の協議を踏まえ、議員定数の是正について、現時点で相互理解が許される最も現実的な是正策であると考えているからであります。衆議院議員の定数問題は、議員の選挙基盤に

かわる事柄であり、その是正の容易でないことは言うまでもありません。しかしながら、国権の最高機関である国会が、みずから困難を克服し、違憲状態を解消し、憲法を守ることができないとすれば、議会制民主主義、ひいては立憲政治への国民の信頼を失うことは必然であります。

各党が小異を捨てて結論を見出すべく真摯な話し合いを根気よく重ねてこられたゆえにもここにありと思ひます。政治は常に高い理想を求め、議会政治はその目標に向かって議論を通じて着実に一歩一歩現実的に対処する道を探る場であり、私が、本改正案に問題があることを認めながら賛成するゆえにも、当面する違憲状態を解消するための知恵と努力がここに結集されていると考えるからであります。

なお、本改正案は、暫定措置でございますけれども、今申し上げましたとおりいろいろの問題を抱えております。特に議員総数を一名増員しておりますことは、国、地方を通ずる行政の効率化、減量化が厳しく求められております今日、速やかに解消されなくてはならないと思ひます。この点について、過去二回の定数は正がいくらも増員のみによつて行われたことを顧みずすれば、今回の一名の増員は緊急のやむを得ない措置であつたとは思われます。衆議院公職選挙法改正調査特別委員会は、昭和六十年国勢調査の確定人口が公表されるのを待って速やかに選挙区別定数の抜本的改正を図り、議員総定数の見直しを行う旨の決意を述べておられます。いろいろ問題はございますけれども、その中でこの定数の改善もあわせてぜひ早期に実現をしていただくように期待をいたします。

以上をもちまして、自由民主党・自由国民会議を代表する私の原案に対する賛成討論といたします。

○山中郁子君 私は日本共産党を代表して、たゞいま議題となりました衆議院議員定数は正に関する公職選挙法の一部を改正する法律案に反対し、同修正案に賛成する立場から討論を行うものであ

ります。

この原案には、憲法が明記する法のものとの平等を実現し、議会制民主主義を守り発展させるといふ当然の立場に我々が立つ以上、どうしても容認できない二つの重大な問題点があります。

もちろんこれが原案に反対する理由であります。その第一は、この案が選挙区によって一票の価値が三分の一に低められることを認めるものであり、今訴訟を初め全国的に高まってきている一票の価値の平等を求める有権者、国民の切実な期待を裏切るものだからであります。また、一票の重みが特別な合理的な根拠もなく選挙区間で二倍以上の格差を持つことは、一人一票の原則の本質を破壊することになり、法のものとの平等に反するといふのが専門の学者の間でも通説になっているところでもあります。

原案に反対する第二の理由は、制度的慣行として確立している現行の三ないし五人の中選挙区制に新たに四つの二人区を導入していることとあります。これは既に現在行われている参議院での選挙区における二人区の例に見られるように、死票が三分の一を超すなど、国民の意思を国会議席に正しく反映し得ないばかりか、さきの趣旨説明でも触れましたように、戦後一貫して保守反動勢力がねらってきた一人一区の小選挙区制に道を開く危険性を持つものであり、まさに日本の議会制民主主義の将来に重大な禍根を残すものと言わなければならない。

以上が原案に反対する主な理由であります。我が党の修正案がこの問題点を抜本的に克服し得る内容を持っていることは趣旨説明で述べたとおりであり、これによって直ちに抜本は正することを強く要望するものであります。

最後に、私は、暫定措置を口実にして、衆議院において公選法改正調査特別委員会での一切の審議もないまま、我が党を除く密室協議と議長調停でつくり上げられたこのような不当な原案を成立させることは、真の定数は正を求める国民の期待を裏切るだけでなく、中曽根総理が企図している

党利党略の国会解散と衆参同日選挙に手をかすものであり、断じて容認できないことを強調して、原案に反対し修正案に賛成する討論を終わるものであります。

○多田省吾君 私は公明党・国民会議を代表し、原案に賛成し、共産党提出修正案に反対を表明し、討論を行います。

衆議院の現行定数配分について最高裁大法廷は昨六十年七月に違憲と判決し、国会に対し強く善処を要望しました。

我が党は従来より、衆議院定数は正の条件として、投票価値の平等原則を確保し、定数の格差は二倍以内とする、小選挙区制を絶対に導入しないこと、現行中選挙区制の三人区ないし五人区を堅持すること、さらに国民の立場で是正するため公選法の中に定数に関する基本原則を法定し、中立的な学識経験者等の第三者による議員定数委員会を設置して具体的な再配分を行うこと等を主張してまいりました。また具体的に、定数五百十一以内で一对一の定数配分案や二倍以内案等を発表し、早急に定数は正すべきことを求めてまいりました。なお、抜本改正では都道府県間の不均衡の是正も行うべきであります。

昨年来、衆議院における定数は正に関する与野党折衝が難航し、種々の経過はありましたが、衆議院議長のもとで各党間で昭和六十年国調速報値をもとにした緊急避難的な三倍以内の暫定案の作成に努めてこられました。このたび衆議院議長調停案が示され、その調停案をもとにした衆議院定数は正案がつくられました。

我々は、この内容が、一票の価値の不公平や台区をしないために二人区が残ったこと、減をしないために総定数が一名ふえたこと、周知期間も短いなどの点で不満であります。しかし、定数は正が一刻の猶予も許されず、今国会での是正が至上課題であること、違憲状態を速やかに解消することが国会の責任を果たし国民の期待にこたえる道であることを考え、衆議院議長調停案を尊重し、本は正案に賛成の意を表明することにいたしました。

昨日衆議院本会議で決議されたこと、六十年国調確定値が発表された時点で速やかに抜本的改正を行い、二人区解消、総定数削減をなすべきことを強く要求いたします。なお、抜本的改正に当たっては中選挙区制を堅持し、格差は二倍以内とし、公選法に是正の基本原則を法定した上で中立的な第三者による議員定数委員会を設置して是正すべきであると主張いたします。

さらに申し添えますと、参議院選挙区の定数不均衡は六倍を超えております。早急に是正が必要だと考えます。また、総理は本法案の成立後、計画的に、意図的に衆参同日選挙を意図していると言われております。しかし、このような計画的、意図的な衆参同日選挙は、憲法に定められた二院制の精神に反し、参議院の緊急集会にも支障を来すものであり、さらに参議院の独自性を破壊し、参議院無用論を助長するもので、まさに憲法違反の疑いが強いものでありますから、断固反対するものであります。

以上申し添えまして、討論といたします。

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

そもそも、議会制民主政治は国民の政治に対する信頼の上に成り立つものであります。そして、一票の価値の平等性が確立されることは、国民の政治に対する信頼を確保するための最も基礎的な条件であり、また憲法の定めるところであります。

ところが、衆議院の定数は正は昭和五十年に行われた後は放置されたままであり、その後の格差の拡大に対してたび重なる違憲判決が出されたにもかかわらず、何らの是正措置もとられなかったため、その結果、衆議院の議員一人当たり人口の格差は昭和六十年国勢調査ベースで五・一二倍に達するに至り、緊急の是正を必要とする事態に至ったのであります。この責任は、我が党を初めとす

る野党の定数の早期是正の要求にもかかわらず、是正案の提出を怠ってきた政府・自民党にあると言わざるを得ません。

ところで、今回の衆議院議長の調停に基づく正案は、第一に格差の二倍以内への縮減、第二に定数三ないし五名の中選挙区制の堅持、第三に議員総数の五百名以下への削減を主張してきた我が党にとっては、その内容において極めて不満足なものと言わざるを得ません。

特に我々が問題とする点は、第一には行政改革の理念に反して議員総数を一名増加させたこととあります。第二に、格差を三倍以内としたこととあります。第三は、大正以来の我が国選挙制度の基本を崩して、小選挙区制につながる二人区を導入したこととあり、また、無原則に六人区を創設したこととあります。

さらにその上、我々が重大な問題とするのは、二人区の創設やその他の減員対象区における境界変更が極めて恣意的に行われたこととあります。これはまさに特定政党によるグリマンダーと言わざるを得ません。

加えて、本来国民の政治に対する信頼を回復するための定数は正案を政府・自民党が違憲の疑義のある衆参同日選挙をあえてもくろむための道具として利用しようとしていることは憲政の常道を踏み外すものと言わざるを得ないのであります。

以上の理由により、本法案に対する反対の態度を明らかにするとともに、参議院における議員定数は正の必要性の注意を喚起し、私の討論を終わります。

なお、共産党提出の修正案に対しても反対をいたします。

○委員長(原文兵衛君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより公職選挙法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず山中君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

第一区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	埼玉県
千葉市	北千代市 北足立市 桶川市 新座市 和光市 志木市 朝霞市 上野市 与野市 大宮市	北千代市 北足立市 蓮花市 三郷市 八潮市 越谷市 羽生市 春日部市 岩槻市 加行市	大塚市 秩父市 深谷市 秋田市 熊谷市	比企市 入間市 坂本町 富士見町 狭山市 東久留米市 飯塚市 所沢市 川口市	鳩ヶ谷市 戸田市 蕨市 草加市 浦和市 川口市	
三人	四人	五人	三人	五人	四人	

第四区	第三区	第二区	第一区	東京都	第五区	第四区	第三区	第二区
杉中茨	世目	小八三大品	台文新港中千		東浦鎌我流柏野松市	八習船	君安夷長山富君鴨勝東茂木館	匠海香印四旭八佐成佐銚
並野谷	田黒	笠支支支支支	東京宿央代		葛ヶ孫山田戸川	千志橋	津房隅生武津川浦金原更山津	遼上取旗街日市倉田原子
区	区	管内	区	区	郡	市	郡	郡
五人	四人	五人	五人		五人	三人	五人	四人

第三区	第二区	第一区	神奈川県	第十二区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区
津綾座海大相	川	緑港中西神鶴		稲多狛町調府	西秋福日青八	江葛足	板北	武東清東保田国国東小昭三武立	荒江墨	練豊
久瀬	老和	模原	奈見	城摩江田布中	多川生野梅子	戸飾立	橋	藏久村留瀬和	川東田馬	島
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
三人	四人	四人		三人	三人	五人	三人	五人	四人	三人

第三区	第二区	第一区	新潟県	第七区	第六区	第五区	第四区
南北古南板見加小三長	岩中北豊白五村新	佐西両燕新		愛足中南伊厚秦小	高三三逗茅藤鎌横	瀬旭戸	港金磯保南
魚魚蒲	蒲蒲蒲	浦津		柄柄足勢	座浦浦子	谷塚	南沢子ヶ
沼沼原	船原原	渡原		甲下上柄原	崎賀	区	区
郡	郡	郡	郡	郡	郡	区	区
三人	三人	三人		四人	四人	三人	三人

岐阜県	第三区	第二区	第一区	第四区
関大岐	北南東木塩大松	下上諏茅駒伊諏飯岡	下上下上埴更小北南佐更飯中小須上長	西中東刈中三上新糸十柏
垣卓	安筑	伊ヶ	水水高	頸頸頸
市	郡	郡	郡	郡
	三人	三人	五人	三人

第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	愛知縣	第三区
新蒲豊	東西額幡高知西安豊刈碧岡	海中葉丹岩稻尾江犬津一	知西愛豊尾知大東小常春半瀬	名守中中西北東千		引浜磐周湖浜
城郡川橋	加加田豆浜立尾城田谷南崎	部島栗羽倉沢西南山島宮	春日知明張多府海牧滑田戸	東山村種		佐名田智西北
市市市	郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡市市市市市市市	郡郡市市市市市市市市	区區區區區區區區		郡郡郡市
三人	四人	四人	五人	四人		四人

第一区			京都府	第二区			第一区			三重県	第六区																																								
舞	福	西	山	南	下	中	左	上	北	南	北	志	多	飯	熊	鳥	尾	松	伊	名	阿	一	安	鈴	三	員	桑	久	亀	名	鈴	上	桑	四	津	天	緑	南	港	中	熱	瑞	昭	渥	宝	南	北				
知	鶴	京	科	京	山	京	京	京	京	牟	牟	摩	会	氣	南	野	羽	鷺	阪	勢	賀	山	志	芸	鹿	重	弁	名	居	山	張	鹿	野	名	日	白								川	田	穂	和	美	飯	設	設
市	市	区	区	区	区	区	区	区	区	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	市	市	市	市	区	区	区	区	区	区	区	区	郡	郡	郡	郡				
五人			五人			三人			五人			四人																																							

第四区	第三区	第二区	第一区	大阪府	第三区	第二区
南東藤羽柏松河富八	豊箕茨池豊	鶴淀城旭東東西大東此福都北	住西住浪大港西	相綴久乙八長向城宇伏	熊竹中与加天船北亀宮綾	
河大井曳 内阪寺野	内田 原原長尾 野林	淀淀 川川	之 成吉速正	榮喜世訓幡 京	岡 日陽治見 野野	桑 謝佐田井 岡津部 田
郡市市市市市市	郡市市市市	区区区区区区区区区	区区区区区区区	郡郡郡市市市市市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市市	
五人	三人	五人	三人	三人	三人	三人

第一区	熊本県	第二区	第一区	長崎県	佐賀県	第五区	第四区
鹿玉飽菊山玉荒熊	奄南北東松平福大佐	上下南北西諫島長	永朝筑太太春筑甘早西南	築京田豊行田小小門	三山八三三浮		
本名託池鹿名尾本	松松彼浦戸江村世	高彼早原崎	宰野紫木良	倉倉司			
郡郡郡市市市市	岐浦浦杵保	県県来来杵	島倉紫府城	上都川前橋川	池門女諸井羽		
郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市
五人	三人	五人	五人	三人	四人		

第一区	鹿宮崎県	第二区	第一区	大分県	第二区
大日川揖鹿加指名申枕鹿	宇下日玖速東西字杵豊日中別	直大南北大竹津白佐大	天球章八下上字牛本水人八	阿菊	
児世木児	国国後	海海久	益益		
島置辺宿瀬野島	佐毛田珠見	入野分田杵伯分	草磨北代	蘇池	
郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市	郡郡郡市市市市
四人	五人	三人	四人		

3 この法律による福島県第二区において選挙す	附則	附則第八項から第十一項までを削り、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項を附則第九項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十五項を附則第十一項とし、附則第十六項を附則第十二項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十八項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を「附則第八項から第十一項まで」に改め、同項を附則第十五項とする。	別表第一中「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。」を削る。	1 この法律は、次の総選挙から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。	2 この法律による改正前の公職選挙法附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされた市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十一條の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、この法律による千葉市第一区の分割にかかわらず、なお従前の例による。	3 この法律による福島県第二区において選挙す
------------------------	----	--	---	---	---	------------------------

第二区
熊肝曾始伊出薩垂西国大出阿鹿川
毛属於良佐水摩水
郡郡郡郡郡市市市市市市市
五人

べき議員の数の変更にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律第十一條の規定による衆議院議員の選挙区に関する郡山市に係る特例については、なお従前の例による。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、衆議院議員選挙愛媛一区の境界線変更に関する請願（第三一六六号）（第三二七八号）

第三一六六号 昭和六十一年五月十四日受理
衆議院議員選挙愛媛一区の境界線変更に関する請願
請願者 愛媛県伊予市稲荷三六 福本孝
紹介議員 仲川 幸男君
外百六十六名

衆議院議員の定数は正に当たり、愛媛一区のうち伊予市・伊予郡を減員対象区となる愛媛三区に編入することが衆議院議長裁定により打ち出されているが、この編入には反対である。伊予市・伊予郡は、松山市に隣接し松山広域行政圏を構成し、政治・経済・教育・文化・生活等すべてが一体化しており、こうした編入は住民生活に大きく影響を与える。また、有権者は半世紀にわたり現選挙区になじみがつく住民感情のうえからも許容しがたい。ついては、伊予市・伊予郡を愛媛三区に編入することのないようにされたい。

第三二七八号 昭和六十一年五月十五日受理
衆議院議員選挙愛媛一区の境界線変更に関する請願
請願者 愛媛県伊予市中村三八八 岡本要
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第三一六六号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案（来）

第三区
 南 北 東 西 喜 八 字
 宇 宇 宇 宇 幡 和
 和 和 和 和 多 浜 島
 郡 郡 郡 郡 郡 市 市

大分県

第一区
 日 玖 直 大 南 北 大 津 曰 佐 日 大
 海 海 久
 田 珠 入 野 分 杵 伯 田 分
 部 部 見
 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市

第二区
 宇 下 速 東 西 中 別
 国 国
 佐 毛 見 津 府
 東 東
 郡 郡 郡 郡 市 市

第三区
 南 北 東 西 喜 伊 伊 大 八 字
 宇 宇 宇 宇 多 予 予 洲 幡 和
 和 和 和 和 多 予 洲 浜 島
 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市

大分県

第一区
 日 玖 直 大 南 北 大 竹 津 曰 佐 日 大
 海 海 久
 田 珠 入 野 分 杵 伯 田 分
 部 部 見
 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市
 (狭間町を除く。)

第二区
 大 宇 下 速 東 西 宇 杵 豊 中 別
 分 郡 佐 毛 国 国 後
 挾 間 東 東 佐 築 高 津 府 田 珠 入 野 海 海 久
 町 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 市 市
 (狭間町を除く。)

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四千五百万円の見込みである。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日に
 当たる日以後初めて公示される総選挙から施行
 する。

2 公職選挙法附則第七項の規定によりなお従前
 の例によることとされる市町村の合併の特例に
 関する法律(昭和四十年法律第六号)第十一条の
 規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市
 に係る特例については、この法律による千葉県
 第一区において選挙すべき議員の数の変更にか
 かわらず、なお従前の例による。

昭和六十一年五月三十一日印刷

昭和六十一年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C